

配水管工事標準仕様書 令和4年4月
（令和6年4月 一部改定）

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
目次		目次		
第1章 総則	1	第1章 総則	1	○簡素化：前払金等請求確認について、項目を追加しました。
第1節 一般事項	1	第1節 一般事項	1	
1.1.1 適用範囲及び一般事項	1	1.1.1 適用範囲及び一般事項	1	
1.1.2 用語の定義	2	1.1.2 用語の定義	2	
1.1.3 監督員の権限等	5	1.1.3 監督員の権限等	5	
1.1.4 設計図書の照査等	6	1.1.4 設計図書の照査等	6	
1.1.5 受注者相互の協力	6	1.1.5 受注者相互の協力	6	
1.1.6 調査・試験に対する協力	6	1.1.6 調査・試験に対する協力	6	
1.1.7 設計図書の変更等	7	1.1.7 設計図書の変更等	7	
1.1.8 工事の一時中止	7	1.1.8 工事の一時中止	7	
1.1.9 工期変更	9	1.1.9 工期変更	9	
1.1.10 出来形数量の算出	10	1.1.10 出来形数量の算出	10	
1.1.11 部分使用	10	1.1.11 部分使用	10	
1.1.12 履行報告	10	1.1.12 履行報告	10	
1.1.13 日雇労働者の雇用	10	1.1.13 日雇労働者の雇用	10	
1.1.14 環境対策	10	1.1.14 環境対策	10	
1.1.15 文化財の保護	15	1.1.15 文化財の保護	15	
1.1.16 諸法令等の遵守	16	1.1.16 諸法令等の遵守	16	
1.1.17 官公署等への手続等	16	1.1.17 官公署等への手続等	16	
1.1.18 不可抗力による損害	17	1.1.18 不可抗力による損害	17	
1.1.19 特許権等	18	1.1.19 特許権等	18	
1.1.20 保険の加入及び事故の補償	19	1.1.20 保険の加入及び事故の補償	19	
1.1.21 臨機の措置	20	1.1.21 臨機の措置	20	
1.1.22 提出書類	20	1.1.22 提出書類	20	
1.1.23 住民に対する広報等	20	1.1.23 住民に対する広報等	20	
1.1.24 工事現場の環境改善	20	1.1.24 工事現場の環境改善	20	
1.1.25 ICT等の活用	21	1.1.25 ICT等の活用	21	
<u>1.1.26 前払金等の請求</u>	<u>21</u>			
第2節 着手	22	第2節 着手	22	
1.2.1 工事の着手	22	1.2.1 工事の着手	22	
1.2.2 測量	22	1.2.2 測量	22	
1.2.3 工程表の提出	23	1.2.3 工程表の提出	23	
1.2.4 施工計画書	23	1.2.4 施工計画書	23	
1.2.5 現場事務所、材料置場等	23	1.2.5 現場事務所、材料置場等	23	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
1.2.6	工事中の安全確保	1.2.6	工事中の安全確保	○簡素化：主要現場従事者等について、項目を追加しました。
1.2.7	施設管理	1.2.7	施設管理	
1.2.8	地震警戒宣言の発令に伴う措置	1.2.8	地震警戒宣言の発令に伴う措置	
1.2.8	アスベストに係る対応	1.2.8	アスベストに係る対応	
第3節	施工管理	第3節	施工管理	
1.3.1	一般事項	1.3.1	一般事項	
1.3.2	現場代理人	1.3.2	現場代理人	
1.3.3	監理技術者等	1.3.3	監理技術者等	
<u>1.3.4</u>	<u>主要現場従事者等</u>	1.3.4	技能士	
1.3.5	技能士	1.3.5	工事の下請負	
1.3.6	工事の下請負	1.3.6	施工体制台帳等の作成、提出等	
1.3.7	施工体制台帳等の作成、提出等	1.3.7	工事実績情報の登録	
1.3.8	工事実績情報の登録	1.3.8	施工時期及び施工時間の変更	
1.3.9	施工時期及び施工時間の変更	1.3.9	建設副産物対策	
1.3.10	建設副産物対策	1.3.10	過積載の防止	
1.3.11	過積載の防止	1.3.11	工事用機械器具等	
1.3.12	工事用機械器具等	1.3.12	契約解除権の行使に伴う措置	
1.3.13	契約解除権の行使に伴う措置	1.3.13	支障物件の取扱い	
1.3.14	支障物件の取扱い	1.3.14	家屋等の調査	
1.3.15	家屋等の調査	1.3.15	後片付け	
1.3.16	後片付け	1.3.16	工事記録写真等	
1.3.17	工事記録写真等			
第4節	安全管理	第4節	安全管理	
1.4.1	工事中の安全確保	1.4.1	工事中の安全確保	
1.4.2	施設管理	1.4.2	施設管理	
1.4.3	地震警戒宣言の発令に伴う措置	1.4.3	地震警戒宣言の発令に伴う措置	
1.4.4	爆発及び火災の防止	1.4.4	爆発及び火災の防止	
1.4.5	交通安全管理	1.4.5	交通安全管理	
1.4.6	歩行者通路の確保	1.4.6	歩行者通路の確保	
1.4.7	事故防止	1.4.7	事故防止	
1.4.8	事故時の措置	1.4.8	事故時の措置	
1.4.9	現場の整理、整とん	1.4.9	現場の整理、整とん	
第5節	監督員による確認及び立会い等	第5節	監督員による確認及び立会い等	
1.5.1	監督員による確認及び立会い等	1.5.1	監督員による確認及び立会い等	
1.5.2	工事関係者に対する措置要求	1.5.2	工事関係者に対する措置要求	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>附 則</p> <p>附 則 - 1 工事記録写真撮影要綱 275</p> <p>附 則 - 2 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領 291</p> <p>附 則 - 3 管切断面補修要領 301</p> <p>附 則 - 4 施工計画書記載要領 303</p> <p>附 則 - 5 東京都薬液注入工法暫定取扱指針 314</p> <p>附 則 - 6 防食ゴム施工要領 321</p> <p>附 則 - 7 防食キャップ（GX形管用）施工要領 322</p> <p>附 則 - 8 給水管工事受注者提出書類一覧 324</p> <p>附 則 - 9 電子成果品の作成 357-1</p>	<p>附 則</p> <p>附 則 - 1 工事記録写真撮影要綱 275</p> <p>附 則 - 2 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領 291</p> <p>附 則 - 3 管切断面補修要領 301</p> <p>附 則 - 4 施工計画書記載要領 303</p> <p>附 則 - 5 東京都薬液注入工法暫定取扱指針 314</p> <p>附 則 - 6 防食ゴム施工要領 321</p> <p>附 則 - 7 防食キャップ（GX形管用）施工要領 322</p> <p>附 則 - 8 受注者提出書類一覧 324</p>	<p>○その他：標題の名称を修正しました。</p> <p>○電子納品：電子成果品に関する項目を追加しました。</p>
<p>附 図</p> <p>附 図 - 1 工事保安施設設置標準図 361</p> <p>附 図 - 2 推進用鉄管 373</p>	<p>附 図</p> <p>附 図 - 1 工事保安施設設置標準図 361</p> <p>附 図 - 2 推進用鉄管 373</p>	
<p>参 考</p> <p>工事請負契約書</p> <p>建設分野で使われる主な単位</p> <p>S I換算率表</p>	<p>参 考</p> <p>工事請負契約書</p> <p>建設分野で使われる主な単位</p> <p>S I換算率表</p>	
<p>-目次 - 11-</p>	<p>-目次 - 11-</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第1章 総 則		第1章 総 則		
第1節 一 般 事 項		第1節 一 般 事 項		
1. 1. 2 用語の定義	<p>(1) 監督員 (略)</p> <p>(2) 現場代理人 (略)</p> <p>(3) 契約図書 (略)</p> <p>(4) 設計図書 設計図書とは、特記仕様書、設計工事数量表、図面、標準仕様書、配水管工事標準図及び入札に伴う質問回答書をいう。</p> <p>(5) 仕様書 (略)</p> <p>(6) 標準仕様書 (略)</p> <p>(7) 配水管工事標準図 (略)</p> <p>(8) 特記仕様書 (略)</p> <p>(9) 図面 (略)</p> <p>(10) 指示 (略)</p>	1. 1. 2 用語の定義	<p>(1) 監督員 (略)</p> <p>(2) 現場代理人 (略)</p> <p>(3) 契約図書 (略)</p> <p>(4) 設計図書 設計図書とは、特記仕様書、工事数量表、図面、標準仕様書、配水管工事標準図及び入札に伴う質問回答書をいう。</p> <p>(5) 仕様書 (略)</p> <p>(6) 標準仕様書 (略)</p> <p>(7) 配水管工事標準図 (略)</p> <p>(8) 特記仕様書 (略)</p> <p>(9) 図面 (略)</p> <p>(10) 指示 (略)</p>	○その他：書類名称を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
(11) 承諾	(略)	(11) 承諾	(略)	
(12) 協議	(略)	(12) 協議	(略)	
(13) 提出	(略)	(13) 提出	(略)	
(14) 提示	(略)	(14) 提示	(略)	
(15) 報告	(略)	(15) 報告	(略)	
(16) 通知	(略)	(16) 通知	(略)	
(17) 連絡	(略)	(17) 連絡	(略)	
(18) 書面 書面とは、発行年月日が記載し、署名又は押印した文書をいう。 なお、関係規程等により、署名又は押印がない書類や電子提出した書類も有効な書面として取り扱うこと。		(18) 書面 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替える。 なお、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱うこと。		○電子納品：電子提出された書類も書面とするよう修正しました。
(19) 確認	(略)	(19) 確認	(略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(30) S I (略)</p> <p>(31) J I S規格 (略)</p> <p>(32) 工事記録写真 (略)</p> <p>(33) 天災等 (略)</p> <p><u>(34) 電子成果品</u> 電子成果品とは、<u>電子的手段によって当局に引渡しする成果品となる電子データをいう。</u></p> <p><u>(35) 電子納品</u> 電子納品とは、<u>電子成果品の引渡しを行うことをいう。</u></p>		<p>(30) S I (略)</p> <p>(31) J I S規格 (略)</p> <p>(32) 工事記録写真 (略)</p> <p>(33) 天災等 (略)</p>	<p>○電子納品：電子成果品、電子納品について用語を定義しました。</p>
1. 1. 3 監督員の権限等	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 監督員の権限 (略)</p> <p>(3) 受注者の権限 (略)</p>	1. 1. 3 監督員の権限等	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 監督員の権限 (略)</p> <p>(3) 受注者の権限 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
1. 1. 10 出来形数量の算出	(1) 一般事項 (略) (2) 出来形数量の提出 (略)	1. 1. 10 出来形数量の算出	(1) 一般事項 (略) (2) 出来形数量の提出 (略)	
1. 1. 11 部分使用	(1) 一般事項 (略) (2) 使用前の検査 (略)	1. 1. 11 部分使用	(1) 一般事項 (略) (2) 使用前の検査 (略)	
1. 1. 12 履行報告	(略)	1. 1. 12 履行報告	(略)	
1. 1. 13 日雇労働者の雇用	(1) 一般事項 受注者は、工事の施行に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めること。 なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」を公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターに提出し、完成時には、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出すること。ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。 (2) 無技能者の雇用 (略)	1. 1. 13 日雇労働者の雇用	(1) 一般事項 受注者は、工事の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めること。 なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」の写しを監督員に提出して確認を受け、完成時には、「公共事業遵守証明書」を提出すること。ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。 (2) 無技能者の雇用 (略)	○その他：「」を追記しました。 ○簡素化：本書類は、工事着手時の監督員に提出を不要としました。
1. 1. 14 環境対策	(1) 環境保全 (略)	1. 1. 14 環境対策	(1) 環境保全 (略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証(車検証) 粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示すること。</p> <p>(8) 建設機器等の燃料 (略)</p> <p>(9) 排出ガス対策型建設機械(一般工用建設機械) (略)</p>	<p>イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証(車検証) 粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p>(8) 建設機器等の燃料 (略)</p> <p>(9) 排出ガス対策型建設機械(一般工用建設機械) (略)</p>	<p>○簡素化：車検証等は、写しの提出を不要としました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
1. 1. 21 臨機の措置	(1) 一般事項 (略) (2) 天災等 (略)	1. 1. 21 臨機の措置	(1) 一般事項 (略) (2) 天災等 (略)	
1. 1. 22 提出書類	(1) 一般事項 受注者は、工事に必要な提出書類を、「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。)及び「委託標準仕様書」により作成し、指定の期日までに監督員に提出すること。 <u>また、書類の提出方法（紙面又は電子）については、契約確定後速やかに監督員と協議すること。</u> (2) 提出書類 (略) (3) 変更書類の提出 (略) (4) 土質調査を実施した場合の資料提出 (略)	1. 1. 22 提出書類	(1) 一般事項 受注者は、工事に必要な提出書類を、「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。)及び「委託標準仕様書」により作成し、指定の期日までに監督員に提出すること。 (2) 提出書類 (略) (3) 変更書類の提出 (略) (4) 土質調査を実施した場合の資料提出 (略)	○電子納品：書類の提出方法（紙面又は電子）は、監督員と協議により定めることとしました。
1. 1. 23 住民に対する広報等	(略)	1. 1. 23 住民に対する広報等	(略)	
1. 1. 24 工事現場の環境改善	(1) 環境改善の目的 (略)	1. 1. 24 工事現場の環境改善	(1) 環境改善の目的 (略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																				
<p>(2) 地域との連携 (略)</p> <p>(3) 実施写真の提出 受注者は、工事現場の環境改善の具体的な実施内容及び実施期間について施工計画書に含めて提出し、工事完了時には工事記録写真撮影要綱に基づき実施写真を監督員に提出すること。</p> <p>(4) 実施内容 工事現場の環境改善の具体的な実施内容は、表 1.4 に挙げるもののうち、原則として計上費目ごとに最低一つと併せて、合計五つとする。 なお、選択に当たっては、現場状況に応じて適切な組合せを行うこと。</p> <p style="text-align: center;">表 1.4 工事現場の環境改善対策</p> <table border="1" data-bbox="448 921 1291 1560"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防） 防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR 看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施内容	仮設備関係	環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実	営繕関係	現場 事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実	安全関係	工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防） 防寒対策	地域連携	完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR 看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献	<p>(2) 地域との連携 (略)</p> <p>(3) 報告書の提出 受注者は、工事現場の環境改善の具体的な実施内容及び実施期間について施工計画書に含めて提出し、工事完了時には実施写真を添えた報告書を監督員に提出すること。</p> <p>(4) 実施内容 工事現場の環境改善の具体的な実施内容は、環境負荷の低減対策（低公害かつ低燃費な自動車、低電力型照明器具等の導入）を実施するとともに、表 1.4 に挙げるもののうち、原則として計上費目ごとに最低一つと併せて、合計五つとする。 なお、選択に当たっては、現場状況に応じて適切な組合せを行うこと。</p> <p style="text-align: center;">表 1.4 工事現場の環境改善対策</p> <table border="1" data-bbox="1614 921 2457 1560"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防） 防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR 看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施内容	仮設備関係	環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実	営繕関係	場 事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実	安全関係	工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防） 防寒対策	地域連携	完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR 看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献	<p>○簡素化：国土交通省関東地方整備局発行の土木工事電子書類スリム化ガイド(以下、「スリム化ガイド」という。)に準じ、工事記録写真帳(P289 の記載内容)の提出のみとして、報告書の提出は不要としました。</p> <p>○その他：環境負荷の低減対策は、積算基準と整合を図り、修正しました。</p> <p>○その他：誤字を修正しました。</p>
計上費目	実施内容																					
仮設備関係	環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実																					
営繕関係	現場 事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実																					
安全関係	工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防） 防寒対策																					
地域連携	完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR 看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献																					
計上費目	実施内容																					
仮設備関係	環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実																					
営繕関係	場 事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実																					
安全関係	工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防） 防寒対策																					
地域連携	完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR 看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献																					
<p>1. 1. 25 ICT等の活用 (略)</p>	<p>1. 1. 25 ICT等の活用 (略)</p>																					
<p>1. 1. 26 前払金等の請求 <u>受注者は、前払金、中間前払金及び部分払いの請求に先立ち、これらの請求意思について監督員に連絡すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">新規追加</p>	<p>○簡素化：前払金等請求確認は、受注者からの連絡により、請求意思を把握することとしました。</p>																				

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第2節 着手		第2節 着手		
1. 2. 3 工程表の提出	(略)	1. 2. 3 工程表の提出	(略)	
1. 2. 4 施工計画書	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事着手に先立ち、契約図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、附則 - 4の「施工計画書記載要領」により施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 また、受注者は、施工計画書を遵守し、施工に当たらなければならない。</p> <p>なお、配水小管工事、補修工事等の軽易な工事で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができる。ただし、附則 - 4の「施工計画書記載要領」の「1 工事概要」及び「7 建設副産物の処理（リサイクル計画）」の各項目と、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制、労務計画、下請負計画及び材料計画に関する書類は省略することができない。</p> <p>(2) 施工環境の考慮 (略)</p> <p>(3) 施工計画書の提出 受注者は、施工計画書を一括して提出すること。ただし、やむを得ない場合は、これを分割して提出することができる。 なお、分割して提出する場合においても、工事概要、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制及び当面実施する工事の内容は、原則として、初回提出分の施工計画書に記載すること。</p> <p>(4) 変更施工計画書 (略)</p> <p>(5) 詳細施工計画書 (略)</p>	1. 2. 4 施工計画書	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事着手に先立ち、契約図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、附則 - 4の「施工計画書記載要領」により施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 また、受注者は、施工計画書を遵守し、施工に当たらなければならない。</p> <p>なお、配水小管工事、補修工事等の軽易な工事で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができる。ただし、附則 - 4の「施工計画書記載要領」の「1 工事概要」及び「7 建設副産物の処理（リサイクル計画）」の各項目と、工事工程表、現場管理組織計画、緊急保安体制、安全管理計画、労務計画、下請負計画に関する書類は省略することができない。</p> <p>(2) 施工環境の考慮 (略)</p> <p>(3) 施工計画書の提出 受注者は、施工計画書を一括して提出すること。ただし、やむを得ない場合は、これを分割して提出することができる。 なお、分割して提出する場合においても、工事概要、工事工程表、現場管理組織計画、緊急保安体制、安全管理計画及び当面実施する工事の内容は、原則として、初回提出分の施工計画書に記載すること。</p> <p>(4) 変更施工計画書 (略)</p> <p>(5) 詳細施工計画書 (略)</p>	<p>○その他：名称を「工程表」に修正しました。また、安全管理計画、緊急保安体制の順に修正しました。</p> <p>○簡素化：材料搬入予定調書の削減に伴い、一部省略できない項目として材料計画を追加しました。</p>
1. 2. 5 現場事務所、材料置場等	(略)	1. 2. 5 現場事務所、材料置場等	(略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第3節 施工管理		第3節 施工管理		
	(3) 資格者証等の携帯と提示 (略)		(3) 資格者証等の携帯と提示 (略)	
1.3.4 主要現場従事者	<u>受注者は、標準仕様書及び特記仕様書において、1.3.3の他に技術者の選任や配置が必要な場合は、主要現場従事者等届に記載し、監督員に提出すること。</u>		新規追加	○その他：主要現場従事者等届の提出について記載しました。
1.3.5 技能士	(略)	1.3.4 技能士	(略)	○その他：通し番号を修正しました。
1.3.6 工事の下請負	(1) 一般事項 (略) (2) 工事の下請負 (略)	1.3.5 工事の下請負	(1) 一般事項 (略) (2) 工事の下請負 (略)	○その他：通し番号を修正しました。
1.3.7 施工体制台帳等の作成、提出等	受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、次のアからオまでに従うこと。 ア 「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)及び「 <u>施工体制台帳に係る書類の提出について</u> 」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契	1.3.6 施工体制台帳等の作成、提出等	受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、次のアから <u>エ</u> までに従うこと。 ア 「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)及び「 <u>施工体制台帳の作成等について(通知)</u> 」(令和3年3月2日国不建第405号)に従って記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契	○その他：通し番号、誤字を修正し、通知文書を見直しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>イ 施工体制台帳及び施工体系図には、<u>建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項及び一次下請負人となる警備会社</u>を記載しなければならない。</p> <p>ウ 施工体制台帳に添付する作業員名簿について、建設業法第2条第1項で規定されている29業種以外は、必ずしも提出する必要はない。</p> <p>エ 発注者又は監督員が施工体制台帳又は施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。</p> <p>オ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。<u>ただし、作業員名簿のみの変更が生じた場合は、施工体系図等、その他様式の変更に併せて提出することとし、その他様式に変更が生じない場合は、工事完成時に提出すること。</u></p>		<p>約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>イ 施工体制台帳及び施工体系図には、<u>実際に工事に従事している全ての下請負者をもれなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通誘導警備業務等の業務委託契約についても記載する。</u></p> <p>ウ 施工体制台帳に添付する作業員名簿について、建設業法第2条第1項で規定されている29業種以外は、必ずしも提出する必要はない。</p> <p>エ 発注者又は監督員が施工体制台帳又は施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。</p> <p>オ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>○簡素化：スリム化ガイドに準じ、法律に規定されるもの及び一次下請けの警備業者に限ることとしました。</p> <p>○簡素化：作業員名簿の変更による提出は、他の様式が変更となった際に併せて提出することとしました。</p>
1. 3. <u>8</u> 工事実績情報の登録	(略)	1. 3. <u>7</u> 工事実績情報の登録	(略)	○その他：通し番号を修正しました。
1. 3. <u>9</u> 施工時期及び施工時間の変更	<p>(1) 施工時間の変更 (略)</p> <p>(2) 休日又は夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の</p>	1. 3. <u>8</u> 施工時期及び施工時間の変更	<p>(1) 施工時間の変更 (略)</p> <p>(2) 休日又は夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の</p>	○その他：通し番号を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>休日又は夜間に作業を行うときは、あらかじめ監督員と打合せを行い、事前に<u>施工年月日、施工箇所、理由及び工事内容を記載した週間工程表</u>を監督員に提出すること。</p> <p><u>なお、浄水場等の当局施設内で行う作業の場合は、打合せ内容を記載した電子メール等による連絡としてよい。</u></p>		<p>休日又は夜間に作業を行うときは、あらかじめ監督員と<u>打ち合わせ</u>、事前に<u>理由を付した書面</u>によって監督員に提出すること。</p>	<p>○簡素化：休日等の工事施工届は、施工年月日、箇所、理由及び工事内容を週間工程表に記載することとし、浄水場等の場合は電子メールによることも可としました。</p>
1. 3. <u>10</u> 建設副産物対策	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 特定建設資材に係る分別解体 (略)</p> <p>(3) 再生資源利用（促進）計画書、実施書等の提出 受注者は、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化及び適正処理に係る計画並びに当該工事の規模等に 応じた関係書類を施工計画書に含めて監督員に提出すること。 なお、主な関係書類の取扱い等については、次の事項によらなければ ならない。 ア 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、 「再生資源利用計画書」<u>を作成すること。</u>建設副産物を工事現場から 搬出する場合は、「再生資源利用促進計画書」<u>を作成すること。</u> <u>なお、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促 進計画書の作成に先立ち「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結</u></p>	1. 3. <u>9</u> 建設副産物対策	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 特定建設資材に係る分別解体 (略)</p> <p>(3) 再生資源利用（促進）計画書、実施書等の提出 受注者は、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用、建設 副産物の再資源化及び適正処理に係る計画並びに当該工事の規模等に 応じた関係書類を施工計画書に含めて監督員に提出すること。 なお、主な関係書類の取扱い等については、次の事項によらなければ ならない。 ア 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、 「再生資源利用計画書」<u>を、また、</u>建設副産物を工事現場から搬出す る場合は「再生資源利用促進計画書」を作成するとともに、建設副産 物の処理の完了後速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利</p>	<p>○その他：通し番号を修正しまし た。</p> <p>○その他：東京都建設リサイクル ガイドライン（令和6年4月） の改定に伴い、記載を見直しま した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p><u>果票</u>（以下「<u>確認結果票</u>」という。）を作成すること。建設副産物の処理の完了後は、速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を<u>作成し、当該区市町村の「建設発生土搬出のお知らせ」受理窓口</u>に提出し、提出後速やかに<u>その写しを施工計画書に添付して監督員に提出すること。</u></p> <p>ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。</p> <p>（４）再生資材等の利用 （略）</p> <p>（５）建設泥土等 （略）</p> <p>（６）伐採材及び伐根材等 （略）</p> <p>（７）建設副産物の処理 （略）</p> <p>（８）マニフェスト等 （略）</p>	<p>用促進実施書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を当該区市町村に<u>ファクシミリ、郵送等で情報提供すること。</u></p> <p>ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。</p> <p>（４）再生資材等の利用 （略）</p> <p>（５）建設泥土等 （略）</p> <p>（６）伐採材及び伐根材等 （略）</p> <p>（７）建設副産物の処理 （略）</p> <p>（８）マニフェスト等 （略）</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	(9) 建設廃棄物の運搬 (略)		(9) 建設廃棄物の運搬 (略)	
	(10) 汚染土壌等 (略)		(10) 汚染土壌等 (略)	
	(11) 実態調査等の協力 (略)		(11) 実態調査等の協力 (略)	
	(12) 建設副産物情報交換システムへの登録 (略)		(12) 建設副産物情報交換システムへの登録 (略)	
1. 3. <u>11</u> 過積載の防止	(1) 一般事項 (略)	1. 3. <u>10</u> 過積載の防止	(1) 一般事項 (略)	○その他：通し番号を修正しました。
	(2) 法令遵守 (略)		(2) 法令遵守 (略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(3) 過積載の防止及び交通安全の確保 (略)</p> <p>(4) 公正な取引の確保 (略)</p>		<p>(3) 過積載の防止及び交通安全の確保 (略)</p> <p>(4) 公正な取引の確保 (略)</p>	
1. 3. <u>12</u> 工事用機械機器等	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 改善指示への措置 (略)</p> <p>(3) 使用する建設機械 (略)</p>	1. 3. <u>11</u> 工事用機械機器等	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 改善指示への措置 (略)</p> <p>(3) 使用する建設機械 (略)</p>	○その他：通し番号を修正しました。
1. 3. <u>13</u> 契約解除権の行使に伴う措置	(略)	1. 3. <u>12</u> 契約解除権の行使に伴う措置	(略)	○その他：通し番号を修正しました。
1. 3. <u>14</u> 支障物件の取扱い	<p>(1) 監督員への報告と指示 (略)</p> <p>(2) 支障物件の工事への立ち会い (略)</p>	1. 3. <u>13</u> 支障物件の取扱い	<p>(1) 監督員への報告と指示 (略)</p> <p>(2) 支障物件の工事への立ち会い (略)</p>	○その他：通し番号を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(3) 施工中の防護と原形復旧 (略)</p> <p>(4) 杭の設置換え、移設及び復元 (略)</p>		<p>(3) 施工中の防護と原形復旧 (略)</p> <p>(4) 杭の設置換え、移設及び復元 (略)</p>	
1. 3. <u>15</u> 家屋等の調査	(略)	1. 3. <u>14</u> 家屋等の調査	(略)	○その他：通し番号を修正しました。
1. 3. <u>16</u> 後片付け	(略)	1. 3. <u>15</u> 後片付け	(略)	○その他：通し番号を修正しました。
1. 3. <u>17</u> 工事記録写真等	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 工事記録写真等の不備 (略)</p>	1. 3. <u>16</u> 工事記録写真等	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 工事記録写真等の不備 (略)</p>	○その他：通し番号を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第4節 安全管理		第4節 安全管理		
<p>(8) 定期安全教育・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上 の時間を割り当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全 に関する教育・訓練等を実施すること。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施するこ ともできる。 ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 イ 当該工事内容等の周知徹底 ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 エ 当該工事における災害対策訓練 オ 当該工事現場で予想される事故対策 カ その他、安全教育・訓練等として必要な事項</p> <p>(9) 安全教育・訓練等の計画 (略)</p> <p>(10) 安全教育・訓練等の記録 (略)</p> <p>(11) 支障行為等の防止 (略)</p> <p>(12) 第三者の立入り禁止措置 (略)</p> <p>(13) 安全巡回 (略)</p> <p>(14) 関係機関との連絡 (略)</p> <p>(15) 工事関係者の連絡調整 (略)</p>	<p>(8) 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上 の時間を割り当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全 に関する研修・訓練等を実施すること。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施するこ ともできる。 ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 イ 当該工事内容等の周知徹底 ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 エ 当該工事における災害対策訓練 オ 当該工事現場で予想される事故対策 カ その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>(9) 安全教育・訓練等の計画 (略)</p> <p>(10) 安全教育・訓練等の記録 (略)</p> <p>(11) 支障行為等の防止 (略)</p> <p>(12) 第三者の立入り禁止措置 (略)</p> <p>(13) 安全巡回 (略)</p> <p>(14) 関係機関との連絡 (略)</p> <p>(15) 工事関係者の連絡調整 (略)</p>	<p>○その他：用語を修正しました。</p>		
- 36 -	- 36 -			

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(16) 防災体制 (略)</p> <p>(17) 災害発生時の応急措置 (略)</p> <p>(18) 地下埋設物件等の調査 (略)</p> <p>(19) 不明の地下埋設物件等の処置 (略)</p> <p>(20) 地下埋設物件等損害時の措置 (略)</p> <p>(21) 緊急連絡体制の整備 (略)</p> <p>(22) 安全管理 (略)</p>		<p>(16) 防災体制 (略)</p> <p>(17) 災害発生時の応急措置 (略)</p> <p>(18) 地下埋設物件等の調査 (略)</p> <p>(19) 不明の地下埋設物件等の処置 (略)</p> <p>(20) 地下埋設物件等損害時の措置 (略)</p> <p>(21) 緊急連絡体制の整備 (略)</p> <p>(22) 安全管理 (略)</p>	
1.4.2 施工管理	(略)	1.4.2 施工管理	(略)	
1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置	受注者は、次の事項により地震警戒宣言の発令等に伴う対応策を講じること。	1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置	受注者は、次の事項により地震警戒宣言の発令等に伴う対応策を講じること。 なお、軽易な工事においては、監督員の承諾を得て、記載例集の「緊急時	○簡素化：警戒宣言に伴う緊急時対策計画は、施工計画書に記載することとしました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>ア 受注者は、工事着手に先立ち「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を<u>施工計画書に記載し</u>、監督員に提出すること。</p> <p>イ 受注者は、警戒宣言が発令等の際、直ちに工事を中止し、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」に従い、必要な措置を講じること。</p>		<p>対策計画書作成要領に基づく「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」の提出を省略することができる。</p> <p>ア 受注者は、工事着手に先立ち「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 受注者は、警戒宣言が発令等の際、直ちに工事を中止し、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」に従い、必要な措置を講じること。</p>	
1. 4. 4 爆発及び火災の防止	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 火薬類の使用 (略)</p> <p>(3) 火気の使用 (略)</p>	1. 4. 4 爆発及び火災の防止	<p>(1) 一般事項 (略)</p> <p>(2) 火薬類の使用 (略)</p> <p>(3) 火気の使用 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(略)</p> <p>(7) 酸素欠乏症等の防止措置 受注者は、施工中は可燃性ガス、有毒ガス(以下「有害ガス」という。)、酸欠空気等の発生に備え、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏作業主任者を置く等、事故の未然防止に万全の対策を講じること。<u>なお、酸素欠乏等危険作業主任者を配置する場合は、主要現場従事者等届に記載し、修了証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</u> また、施工中に異常を発見した場合は、直ちに施工を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告すること。</p>		<p>(略)</p> <p>(7) 酸素欠乏症等の防止措置 受注者は、施工中は可燃性ガス、有毒ガス(以下「有害ガス」という。)、酸欠空気等の発生に備え、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏作業主任者を置く等、事故の未然防止に万全の対策を講じること。 また、施工中に異常を発見した場合は、直ちに施工を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告すること。</p>	<p>○その他：酸素欠乏等危険作業主任者は、主要現場従事者等届に記載する旨を追記しました。</p>
1. 4. 8 事故時の措置	(略)	1. 4. 8 事故時の措置	(略)	
1. 4. 9 現場の整理、整頓	(略)	1. 4. 9 現場の整理、整頓	(略)	
第5節 監督員による確認及び立会い		第5節 監督員による確認及び立会い		
1. 5. 1 監督員による確認及び立会い等	<p>(1) 監督員の立会い (略)</p> <p>(2) 確認、立会いの準備等 (略)</p>	1. 5. 1 監督員による確認及び立会い等	<p>(1) 監督員の立会い (略)</p> <p>(2) 確認、立会いの準備等 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第6節 検 査		第6節 検 査		
	<p>(5) 修補の指示 (略)</p> <p>(6) 適用規定 (略)</p>		<p>(5) 修補の指示 (略)</p> <p>(6) 適用規定 (略)</p>	
1. 6. 5 完成図書等の提出	<p>受注者は、次の完成図書等を工事完了届に添えて監督員に提出すること。 <u>なお、電子納品については附則 - 9 によること。</u></p> <p>ア 附則 - 1「工事記録写真撮影要綱」に基づき作成した写真帳等 イ 記載例集「計画書等作成要領」の「工事完成図」に基づき作成した工事完成図 ウ この仕様書に定める一連の報告書類等 エ 監督員が指示した工事報告書</p>	1. 6. 5 完成図書等の提出	<p>受注者は、次の完成図書等を工事完了届に添えて監督員に提出すること。</p> <p>ア 附則 - 1「工事記録写真撮影要綱」に基づき作成した写真帳等 イ 記載例集「計画書等作成要領」の「工事完成図」に基づき作成した工事完成図 ウ この仕様書に定める一連の報告書類等 エ 監督員が指示した工事報告書</p>	○電子納品：電子納品に関する附則を追記しました。
<参考 関係法令等>	(略)	<参考 関係法令等>	(略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第2章 材 料		第2章 材 料		
第1節 支 給 材 料		第1節 支 給 材 料		
2. 1. 1 一般事項	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事に先立ち、配管材料を管理する配管材料管理責任者と支給材料の取扱いをする支給材料取扱責任者とを定め、<u>主要現場従事者等届に記載し</u>、監督員に提出すること。ただし、監督員の承諾を得た場合は配管材料管理責任者が支給材料取扱責任者を兼ねることができるものとする。</p> <p>(2) 配管材料管理責任者 (略)</p> <p>(3) 支給材料取扱責任者 ア 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領、返納、運搬等を責任を持って行うこと。<u>受注者は、支給材料取扱責任者以外の者（以下「支給材料取扱者」という。）に、支給材料の受領、返納、運搬等を行わせても差し支えないが、その場合には、支給材料取扱責任者が、責任を持って、支給材料取扱者を管理・監督すること。</u> イ 受注者は、支給材料の品名、形状等を熟知している者を支給材料取扱責任者に定めること。 ウ 支給材料取扱責任者は、現場代理人、監理技術者等を兼ねることができない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、工事に支障のない範囲で現場代理人、監理技術者等が支給材料取扱責任者を兼ねることができるものとする。 エ 支給材料取扱責任者<u>及び支給材料取扱者（以下「支給材料取扱責任者等」という。）</u>は、支給材料の受領、返納等で当局倉庫に出入りするとき、係員の指示に従うこと。</p>	2. 1. 1 一般事項	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事に先立ち、配管材料を管理する配管材料管理責任者と支給材料の取扱いをする支給材料取扱責任者とを定め、監督員に提出すること。ただし、監督員の承諾を得た場合は配管材料管理責任者が支給材料取扱責任者を兼ねることができるものとする。</p> <p>(2) 配管材料管理責任者 (略)</p> <p>(3) 支給材料取扱責任者 ア 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領、返納、運搬等を責任を持って行うこと。 イ 受注者は、支給材料の品名、形状等を熟知している者を支給材料取扱責任者に定めること。 ウ 支給材料取扱責任者は、現場代理人、監理技術者等を兼ねることができない。ただし、<u>軽易な工事</u>で監督員の承諾を得た場合は、工事に支障のない範囲で現場代理人、監理技術者等が支給材料取扱責任者を兼ねることができるものとする。 エ 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領、返納等で当局倉庫に出入りするとき、<u>係員に支給材料取扱責任者証（以下「証書」という。）を提示し、その指示に従うこと。</u> <u>(4) 支給材料取扱責任者届</u> ア <u>発注者は、支給材料取扱責任者届を受領したとき、証書を交付する。</u> イ <u>受注者は、工事番号が変更となった場合は、証書を返納し、新番号で再発行を受けること。</u> ウ <u>受注者は、工事完成時に発注者へ証書を返還すること。</u> エ <u>受注者は、証書を紛失した場合は、速やかに監督員に届け出て指示を受けること。</u></p>	<p>○その他：配管材料管理責任者及び支給材取扱責任者は、主要現場従事者等届に記載する旨を追記しました。</p> <p>○その他：支給材取扱責任者の運用を修正しました。</p>
2. 1. 2 支給材料の需要及び保管	<p>(1) 支給材料の受領 支給材料取扱責任者等は、支給材料の受領に当たって、監督員から交</p>	2. 1. 2 支給材料の需要及び保管	<p>(1) 支給材料の受領 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領に当たって、監督員から交付</p>	<p>○その他：『支給材料取扱責任者等』に修正しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>付された貯蔵品請求票兼受領票を、指定された当局倉庫の係員に提出し、指示に従うこと。</p> <p>なお、支給材料の受領時は、本人であることを証明できるものを携帯すること。</p> <p>(2) 支給材料の確認及び点検 支給材料取扱責任者等は、支給材料の受領の際、形状及び寸法を確認するとともに、変形、損傷等についても点検すること。</p> <p>(3) 支給材料の運搬及び保管 支給材料取扱責任者等は、「道路交通法」、「車両制限令」(昭和36年政令第265号)等を遵守して、支給材料を運搬すること。</p> <p>また、受注者は、紛失、汚損のおそれのない保管場所を選定し、保管場所を監督員に報告すること。</p> <p>(4) 支給材料の品名及び数量の確認 支給材料取扱責任者等は、支給材料の受領の際、品名及び数量を確認の上、貯蔵品請求票兼受領票を当局倉庫の係員に提出し、その控えを監督員に提出すること。</p> <p>(5) 支給材料の管理 (略)</p>		<p>された貯蔵品請求票兼受領票を、指定された当局倉庫の係員に提出し、指示に従うこと。</p> <p>なお、支給材料の受領時は、本人であることを証明できるものを携帯すること。</p> <p>(2) 支給材料の確認及び点検 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領の際、形状及び寸法を確認するとともに、変形、損傷等についても点検すること。</p> <p>(3) 支給材料の運搬及び保管 支給材料取扱責任者は、「道路交通法」、「車両制限令」(昭和36年政令第265号)等を遵守して、支給材料を運搬すること。</p> <p>また、受注者は、紛失、汚損のおそれのない保管場所を選定し、保管場所を監督員に報告すること。</p> <p>(4) 支給材料の品名及び数量の確認 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領の際、品名及び数量を確認の上、貯蔵品請求票兼受領票を当局倉庫の係員に提出し、その控えを監督員に提出すること。</p> <p>(5) 支給材料の管理 (略)</p>	
2.1.3 支給材料の使用	<p>(1) 支給材料の使用承諾 (略)</p> <p>(2) 支給材料の点検 (略)</p>	2.1.3 支給材料の使用	<p>(1) 支給材料の使用承諾 (略)</p> <p>(2) 支給材料の点検 (略)</p>	
2.1.4 支給材料の返納	<p>(1) 支給材料返納書 (略)</p> <p>(2) 支給材料の返納 (略)</p>	2.1.4 支給材料の返納	<p>(1) 支給材料返納書 (略)</p> <p>(2) 支給材料の返納 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(6) 受注者持配管材料の取扱い (略)</p> <p>(7) 配管材料管理責任者 (略)</p> <p>(8) 配管材料の管理 (略)</p> <p>(9) 配管材料に関する提出図書 受注者は配管材料の確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。 <u>ア</u> 受注者持材料搬入内訳調書 <u>イ</u> 受注者持配管材料検査チェック表 <u>ウ</u> 納品書(ロット番号等を記入する。)</p>		<p>(6) 受注者持配管材料の取扱い (略)</p> <p>(7) 配管材料管理責任者 (略)</p> <p>(8) 配管材料の管理 (略)</p> <p>(9) 配管材料に関する提出図書 受注者は配管材料の照合及び確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。 ア 材料搬入計画書 <u>イ</u> 受注者持材料搬入内訳調書 <u>ウ</u> 受注者持配管材料検査チェック表 エ 日本水道協会検査の「受検証明書」 <u>オ</u> 納品書(ロット番号等を記入する。)</p>	<p>○簡素化：材料搬入計画書は、施工計画書に記載することとしました。</p> <p>○簡素化：受検証明書は、材料検査等により日水協検査証印等の確認を行っており、品質が確保されていることから、提出を不要としました。</p> <p>○簡素化：受検証明書の削減に伴い、確認検査のみとなるため、照合を削除しました。</p>
2.2.2 配管材料の調達及び仕様	<p>(1) 配管計画及び購入計画 (略)</p> <p>(2) 水道用配管材料の仕様 (略)</p>	2.2.2 配管材料の調達及び仕様	<p>(1) 配管計画及び購入計画 (略)</p> <p>(2) 水道用配管材料の仕様 (略)</p>	
2.2.3 材料の検査	<p>(1) 受注者持材料の検査 (略)</p>	2.2.3 材料の検査	<p>(1) 受注者持材料の検査 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第3章 一般工事		第3章 一般工事		
第1節 仮設工事		第1節 仮設工事		
	<p>(3) 周辺への影響防止 (略)</p> <p>(4) 支持地盤の確認 (略)</p> <p>(5) 掘削土及び排泥液の処分 受注者は、掘削土及び排泥液の処分に当たっては、1.3.10（建設副産物対策）の定めに従うこと。</p> <p>(6) 切梁・腹起しの取付け (略)</p> <p>(7) コンクリート工の施工 (略)</p> <p>(8) 施工管理記録の提出 (略)</p>		<p>(3) 周辺への影響防止 (略)</p> <p>(4) 支持地盤の確認 (略)</p> <p>(5) 掘削土及び排泥液の処分 受注者は、掘削土及び廃泥液の処分に当たっては、1.3.9（建設副産物対策）の定めに従うこと。</p> <p>(6) 切梁・腹起しの取付け (略)</p> <p>(7) コンクリート工の施工 (略)</p> <p>(8) 施工管理記録の提出 (略)</p>	○その他：誤字、項番号を修正しました。
3.1.8 地中連続壁（壁式）	<p>(1) ガイドウォールの設置 (略)</p>	3.1.8 地中連続壁（壁式）	<p>(1) ガイドウォールの設置 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	(2) 砂じん被害防止 (略)		(2) 砂じん被害防止 (略)	
第2節 土 工 事		第2節 土 工 事		
3. 2. 1 一般事項	(1) 適用範囲 (略) (2) 適用規定 (略) (3) 適用すべき諸基準 (略) (4) 建設発生土の処理 受注者は、建設発生土については、1.3.10（建設副産物対策）により適切に処理すること。 (5) 残土運搬時の注意 (略)	3. 2. 1 一般事項	(1) 適用範囲 (略) (2) 適用規定 (略) (3) 適用すべき諸基準 (略) (4) 建設発生土の処理 受注者は、建設発生土については、1.3.9（建設副産物対策）により適切に処理すること。 (5) 残土運搬時の注意 (略)	○その他：項番号を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第4節 コンクリート工事		第4節 コンクリート工事		
	<p>(略)</p> <p>(4)現場配合</p> <p>(略)</p> <p>(5)材料変更等</p> <p>(略)</p> <p>(6)セメント混和材料</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>(4)現場配合</p> <p>(略)</p> <p>(5)材料変更等</p> <p>(略)</p> <p>(6)セメント混和材料</p> <p>(略)</p>	
3.4.3 レディーミクスト コンクリート	<p>(1)一般事項</p> <p>(略)</p> <p>(2)工場の選定</p> <p>ア 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次によること。</p> <p>㊦ 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、「JISマーク表示の認証を受けた製品（以下「JISマーク認証品」という。）を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いること。これによらない場合は、イ及びウによること。</p>	3.4.3 レディーミクスト コンクリート	<p>(1)一般事項</p> <p>(略)</p> <p>(2)工場の選定</p> <p>ア 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次によること。</p> <p>㊦ 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、「JISマーク表示の認証を受けた製品（以下「JISマーク認証品」という。）を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いること。これによらない場合は、イ及びウによること。</p>	○その他：誤字を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(イ) 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場が工事現場近くにない場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得ること。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。</p> <p>イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、JISマーク認証品以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書、3.4.2（配合）及び3.4.5（現場練りコンクリート）（4）の規定によるとともに臨場し、製造会社の材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得ること。</p> <p>エ 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施すること。</p> <p>なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場すること。</p> <p>また、現場練りコンクリートについても、これに準ずること。</p> <p>（3）配合 （略）</p>		<p>(イ) 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場が工事現場近くにない場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得ること。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。</p> <p>イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、JISマーク認証品以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書、3.4.2（配合）及び3.4.4（現場練りコンクリート）（4）の規定によるとともに臨場し、製造会社の材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得ること。</p> <p>エ 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施すること。</p> <p>なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場すること。</p> <p>また、現場練りコンクリートについても、これに準ずること。</p> <p>（3）配合 （略）</p>	<p>○その他：誤字を修正しました。</p>
3.4.4 再生骨材コンクリート	<p>（1）一般事項 （略）</p>	3.4.4 再生骨材コンクリート	<p>（1）一般事項 （略）</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>㉞ （略）</p> <p>㉟ （略）</p> <p>イ （略）</p>		<p>㉞ （略）</p> <p>㉟ （略）</p> <p>イ （略）</p>	
3. 4. 13 鉄筋ガス圧接	<p>(1) 一般事項 （略）</p> <p>(2) 書類の提出 受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工を主要現場従事者等 届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(3) ガス圧接箇所の変更協議書 （略）</p> <p>(4) 圧接面の前処理 （略）</p>	3. 4. 13 鉄筋ガス圧接	<p>(1) 一般事項 （略）</p> <p>(2) 書類の提出 受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工の名簿、写真及び資 格証明書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>(3) ガス圧接箇所の変更協議書 （略）</p> <p>(4) 圧接面の前処理 （略）</p>	○その他：圧接工は、主要現場従事者等届に記載することとしました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第7節 薬液注入工事		第7節 薬液注入工事		
	(6) 水ガラスの品質証明書 (略) (7) 注入材の保管 (略)		(6) 水ガラスの品質証明書 (略) (7) 注入材の保管 (略)	
3.7.2 施工会社の選定	(略)	3.7.2 施工会社の選定	(略)	
3.7.3 注入責任技術者	(1) 資格要件 注入責任技術者は、「建設業法」第26条の2に規定する技術者と同等の資格を有する者で、かつ、注入工事に熟達した者とする。 また、受注者は、 注入責任技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。 (2) 実施業務 (略)	3.7.3 注入責任技術者	(1) 資格要件 注入責任技術者は、「建設業法」第26条の2に規定する技術者と同等の資格を有する者で、かつ、注入工事に熟達した者とする。 また、受注者は、 注入工事施工計画書に注入責任技術者の経歴書を添えて、監督員に提出すること。 (2) 実施業務 (略)	○その他：注入責任技術者は、主要現場従事者等届に記載することとしました。
3.7.4 注入工事管理連絡会	(略)	3.7.4 注入工事管理連絡会	(略)	
3.7.5 事前調査	(略)	3.7.5 事前調査	(略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(3) 草木類等の防護措置 (略)</p> <p>(4) 埋設物への悪影響防止 (略)</p> <p>(5) 注入作業の監視 (略)</p> <p>(6) 注入作業の施工管理 (略)</p> <p>(7) 注入終了時の確認 (略)</p> <p>(8) 水ガラスの日使用量等の管理 (略)</p> <p>(9) 注入日報の提出 受注者は、注入作業の状況について、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」中の注入日報を毎日作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(10) 注入効果の提出 (略)</p>	<p>(3) 草木類等の防護措置 (略)</p> <p>(4) 埋設物への悪影響防止 (略)</p> <p>(5) 注入作業の監視 (略)</p> <p>(6) 注入作業の施工管理 (略)</p> <p>(7) 注入終了時の確認 (略)</p> <p>(8) 水ガラスの日使用量等の管理 (略)</p> <p>(9) 注入日報の提出 受注者は、注入作業の状況について、記載例集「報告書等作成要領」の「注入工事施工計画書」中の注入日報を毎日作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(10) 注入効果の提出 (略)</p>	<p>○その他：誤字を修正しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																														
<p>提出すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3.8 水質基準</p> <table border="1" data-bbox="427 289 1279 659"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> <td>pH 値 8.6 以下（工事直前の測定値が 8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全有機炭素（TOC）の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3 mg/ 以下（工事直前の測定値が 3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	pH 値 8.6 以下（工事直前の測定値が 8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。	有機物を含むもの	同上	同上		全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/ 以下（工事直前の測定値が 3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。	<p>提出すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3.8 水質基準</p> <table border="1" data-bbox="1593 289 2445 659"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> <td>pH 値 8.6 以下（工事直前の測定値が 8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全有機炭素（TOC）の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3 mg/ 以下（工事直前の測定値が 3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	pH 値 8.6 以下（工事直前の測定値が 8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。	有機物を含むもの	同上	同上		全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/ 以下（工事直前の測定値が 3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。	
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																													
水ガラス系	有機物を含まないもの	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	pH 値 8.6 以下（工事直前の測定値が 8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。																													
	有機物を含むもの	同上	同上																													
	全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/ 以下（工事直前の測定値が 3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。																													
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																													
水ガラス系	有機物を含まないもの	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	pH 値 8.6 以下（工事直前の測定値が 8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。																													
	有機物を含むもの	同上	同上																													
	全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/ 以下（工事直前の測定値が 3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。																													
<p>3. 7. 10 排水・発生土及び残材の処理</p> <p>(1) 排水の水質基準 (略)</p> <p>(2) 排水の水質検査 (略)</p> <p>(3) 発生泥土の処分 受注者は、(1)の排水に伴い発生した泥土の処分は、1.3.10（建設副産物対策）によること。</p> <p>(4) 掘削発生土の処分 (略)</p> <p>(5) 使用材料の点検 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3.9 排水基準</p> <table border="1" data-bbox="427 1486 1279 1839"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> <td>排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。	有機物を含むもの	同上	同上	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	同上	<p>3. 7. 10 排水・発生土及び残材の処理</p> <p>(1) 排水の水質基準 (略)</p> <p>(2) 排水の水質検査 (略)</p> <p>(3) 発生泥土の処分 受注者は、(1)の排水に伴い発生した泥土の処分は、1.3.9（建設副産物対策）によること。</p> <p>(4) 掘削発生土の処分 (略)</p> <p>(5) 使用材料の点検 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3.9 排水基準</p> <table border="1" data-bbox="1593 1486 2445 1839"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> <td>排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。	有機物を含むもの	同上	同上	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	同上	<p>○その他：項番号を修正しました。</p>		
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																													
水ガラス系	有機物を含まないもの	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。																													
	有機物を含むもの	同上	同上																													
	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	同上																													
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																													
水ガラス系	有機物を含まないもの	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。																													
	有機物を含むもの	同上	同上																													
	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	同上																													

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
3.7.11 注入工事報告書	(略)	3.7.11 注入工事報告書	(略)	
第8節 噴射かくはん杭工事		第8節 噴射かくはん杭工事		
3.8.1 注入責任技術者	(1) 材料搬入時の処理 (略) (2) 硬化材料の保管 (略) (3) 地下埋設物の確認 (略) (4) 施工計画書の提出 (略) (5) 配合試験・一軸圧縮試験の実施 (略)	3.8.1 注入責任技術者	(1) 材料搬入時の処理 (略) (2) 硬化材料の保管 (略) (3) 地下埋設物の確認 (略) (4) 施工計画書の提出 (略) (5) 配合試験・一軸圧縮試験の実施 (略)	
3.8.2 注入責任技術者	(1) 資格要件 注入責任技術者は、「建設業法」第26条の2に規定する技術者と同等の資格を有する者で、かつ、注入工事に熟達した者とする。 また、受注者は、 <u>注入責任技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び</u> 経歴書を添えて、監督員に提出すること。 (2) 実施業務 (略)	3.8.2 注入責任技術者	(1) 資格要件 注入責任技術者は、「建設業法」第26条の2に規定する技術者と同等の資格を有する者で、かつ、注入工事に熟達した者とする。 また、受注者は、 <u>注入工事施工計画書に注入責任技術者の</u> 経歴書を添えて、監督員に提出すること。 (2) 実施業務 (略)	○その他：注入責任技術者は、主要現場従事者等届に記載することとしました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
3.8.3 杭 ^{くい} 築造作業	(1) 削孔位置の確認 (略) (2) 築造作業の施工管理 (略) (3) 築造深度の確認 (略)	3.8.3 杭 ^{くい} 築造作業	(1) 削孔位置の確認 (略) (2) 築造作業の施工管理 (略) (3) 築造深度の確認 (略)	
3.8.4 排泥処理	受注者は、排泥を処理する場合は、施工計画書で計画した処置を、1.3.10 （建設副産物対策）によること。	3.8.4 排泥処理	受注者は、排泥を処理する場合は、施工計画書で計画した処置を、1.3.9 （建設副産物対策）によること。	○その他：項番号を修正しました。
3.8.5 工事報告書	(略)	3.8.5 工事報告書	(略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第4章 配水管工事		第4章 配水管工事		
第1節 施工一般		第1節 施工一般		
	イ (略)		イ (略)	
4.1.3 配水管工	(1) 配水管工の要件 (略) (2) 腕章等の着用 (略) (3) 書類の提出 受注者は、 <u>あらかじめ当該工事に従事する配水管工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。</u>	4.1.3 配水管工	(1) 配水管工の要件 (略) (2) 腕章等の着用 (略) (3) 経歴書の提出 受注者は、 <u>工事着手に先立ち、配水管工の経歴書を提出すること。</u>	○その他：配水管工は、主要現場従事者等届に記載する旨を追記しました。
4.1.4 管の据付け	(1) 管体の確認 (略) (2) 土留用切梁の一時取り外し (略) (3) 布設の向き (略) (4) 既設管連絡時の分岐 (略)	4.1.4 管の据付け	(1) 管体の確認 (略) (2) 土留用切梁の一時取り外し (略) (3) 布設の向き (略) (4) 既設管連絡時の分岐 (略)	

	配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>(5) 適切な処分 受注者は、1.3.10(建設副産物対策)により石綿セメント管及び塩ビ管を処分すること。 また、附属鋳鉄製品については、「第2章第3節発生品」により処分すること。</p> <p>(6) 石綿セメント管の撤去 受注者は、石綿セメント管の撤去に当たっては、次のことを厳守すること。 ア 石綿セメント管の撤去については「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号) 関係法令等を遵守し施工すること。 イ 受注者は、石綿セメント管の撤去に係る作業計画を定め、監督員に提出すること。 ウ 受注者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任すること。<u>また、石綿作業主任者を主要現場従事者等届に記載し、修了証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</u> エ 受注者は、石綿管の撤去に当たっては、粉じんを伴う切断等は避け継手部で取り外すこと。やむを得ず切断等を行う場合は、石綿セメント管に散水等をして湿潤な状態にするとともに、更に手動で切断する等粉じんの出ない措置を講じること。 また、受注者は、切断等の作業、切断した管のこん包及びこれらの作業に立ち会う作業員に呼吸用保護具等を使用させること。 なお、撤去管は、プラスチック袋で二重にこん包しアスベスト廃棄物である旨を表示すること。</p>	<p>(5) 適切な処分 受注者は、1.3.9(建設副産物対策)により石綿セメント管及び塩ビ管を処分すること。 また、附属鋳鉄製品については、「第2章第3節発生品」により処分すること。</p> <p>(6) 石綿セメント管の撤去 受注者は、石綿セメント管の撤去に当たっては、次のことを厳守すること。 ア 石綿セメント管の撤去については「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号) 関係法令等を遵守し施工すること。 イ 受注者は、石綿セメント管の撤去に係る作業計画を定め、監督員に提出すること。 ウ 受注者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任すること。</p> <p>エ 受注者は、石綿管の撤去に当たっては、粉じんを伴う切断等は避け継手部で取り外すこと。やむを得ず切断等を行う場合は、石綿セメント管に散水等をして湿潤な状態にするとともに、更に手動で切断する等粉じんの出ない措置を講じること。 また、受注者は、切断等の作業、切断した管のこん包及びこれらの作業に立ち会う作業員に呼吸用保護具等を使用させること。 なお、撤去管は、プラスチック袋で二重にこん包しアスベスト廃棄物である旨を表示すること。</p>	<p>○その他：項番号を修正しました。</p> <p>○その他：石綿作業主任者は、主要現場従事者等届に記載することとしました。</p>
<p>4. 1. 11 管防護</p>	<p>(1) 管防護の仕様 (略)</p> <p>(2) 管防護の施工 (略)</p>	<p>4. 1. 11 管防護</p> <p>(1) 管防護の仕様 (略)</p> <p>(2) 管防護の施工 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第2節 ダクティル鑄鉄管の接合		第2節 ダクティル鑄鉄管の接合		
4.2.1 一般事項	<p>(1) 配水管工による施工 (略)</p> <p>(2) 接合前の点検 (略)</p> <p>(3) 遺物の除去 (略)</p> <p>(4) 押輪、ゴム輪等の確認 (略)</p> <p>(5) 管及びゴム輪の押込み (略)</p> <p>(6) 管の接合 (略)</p> <p>(7) 接合状態の再確認 (略)</p> <p>(8) 継手チェックシート 受注者は、接合作業において、記載例集の「継手チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。なお、継手チェックシートの作成に当たっては、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成、提出する書類等の様式については、記載事項に不足等なければ、記載例集に定める様式でなくても差し支えない。</p> <p>(9) 切管及び溝切り加工 (略)</p>	4.2.1 一般事項	<p>(1) 配水管工による施工 (略)</p> <p>(2) 接合前の点検 (略)</p> <p>(3) 遺物の除去 (略)</p> <p>(4) 押輪、ゴム輪等の確認 (略)</p> <p>(5) 管及びゴム輪の押込み (略)</p> <p>(6) 管の接合 (略)</p> <p>(7) 接合状態の再確認 (略)</p> <p>(8) 継手チェックシート 受注者は、接合作業において、記載例集の「継手チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。なお、継手チェックシートの作成に当たっては、監督員と協議し承諾を得た上で、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成、提出する書類等の様式については、記載例集に定める様式でなくても差し支えない。</p> <p>(9) 切管及び溝切り加工 (略)</p>	<p>○簡素化：民間事業者で開発されたシステムの使用について、記載を見直しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	(略)		(略)	
	(2) モルタル充てん状態の検査 (略)		(2) モルタル充てん状態の検査 (略)	
	(3) 再検査 (略)		(3) 再検査 (略)	
第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装		第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装		
4.3.1 一般事項	(1) 施工計画書 (略)	4.3.1 一般事項	(1) 施工計画書 (略)	○その他：溶接士及び塗装工は、 主要現場従事者等届に記載することとしました。
	(2) 書類の提出 受注者は、溶接作業及び塗覆装作業に <u>従事する溶接士及び塗装工を主要現場従事者等届に記載し、溶接士は4.3.3～4.3.6(1)の要件を満たす資格の資格証明書の写しを添えて、</u> 監督員に提出すること。		(2) 書類の提出 受注者は、溶接作業及び塗覆装作業に <u>当たって、監督員に次の書類を提出すること。</u> <u>ア 溶接作業.....溶接士の経歴書（写真貼付）及び資格証明書</u> <u>イ 塗覆装作業.....塗装工の経歴書（写真貼付）</u>	
	(3) 保安対策 (略)		(3) 保安対策 (略)	
	(4) 塗覆装の保護 (略)		(4) 塗覆装の保護 (略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(略)</p> <p>工 (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>		<p>(略)</p> <p>工 (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	
4.3.11 検査	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、現場溶接及び塗装の箇所については、次により検査員又は監督員（以下「検査職員」という。）の検査を受けること。</p> <p>ア 受注者は、検査に当たっては、現場代理人、監理技術者等及び溶接工事にあっては溶装士、塗覆装工事にあっては塗装工が立ち会うこと。</p> <p>イ 受注者は、検査に当たっては、社内検査データ及び写真を提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、塗覆装検査に当たっては、ホリデーデテクタ、電磁微厚計、テストハンマ、表面温度計等を準備すること。</p> <p>(2) 溶接部の非破壊検査</p> <p>ア 外観検査</p> <p>受注者は、目視により次の項目について外観検査を受けること。</p> <p>ア) 余盛りの形状</p> <p>イ) アンダーカットの深さ、長さ及びその分布状況</p> <p>ウ) 溶接部及びその付近の割れ、オーバーラップ、ピット、ビード形</p>	4.3.11 検査	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、現場溶接及び塗装の箇所については、次により検査員又は監督員（以下「検査職員」という。）の検査を受けること。</p> <p>ア 受注者は、検査に当たっては、現場代理人、監理技術者等及び溶接工事にあっては溶装工、塗覆装工事にあっては塗装工が立ち会うこと。</p> <p>イ 受注者は、検査に当たっては、社内検査データ及び写真を提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、塗覆装検査に当たっては、ホリデーデテクタ、電磁微厚計、テストハンマ、表面温度計等を準備すること。</p> <p>(2) 溶接部の非破壊検査</p> <p>ア 外観検査</p> <p>受注者は、目視により次の項目について外観検査を受けること。</p> <p>ア) 余盛りの形状</p> <p>イ) アンダーカットの深さ、長さ及びその分布状況</p> <p>ウ) 溶接部及びその付近の割れ、オーバーラップ、ピット、ビード形</p>	○その他：誤字を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>状、スラグ及びスパッタの付着の有無</p> <p>(I) その他</p> <p>イ 放射線透過試験</p> <p>(ア) 受注者は、次の方法で、放射線透過試験を行うこと。</p> <p>放射線透過試験は、炭素鋼の場合、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）に、ステンレスクラッド鋼及びステンレス鋼の場合には、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）によること。</p> <p>(イ) 放射線透過試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に定められた放射線透過試験の非破壊試験レベル2以上の資格を有する者又はJIS Z 3861（溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準）に定められたT種試験に合格した者とする。</p> <p>また、<u>放射透過試験技術者を主要現場従事者等届に記載し、</u>資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(ウ) 撮影方法は、内部線源撮影方法により行うこと。</p> <p>なお、小口径管等で人が入れない場合は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊検査方法）の二重壁片面撮影方法によること。</p> <p>また、これ以外の方法で行う場合、受注者は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(I) 透過撮影は、監督員が指示した箇所で行うものとし、1口につき、呼び径 900 以下のときは1か所、呼び径 1000 以上のときは2か所とする。ただし、監督員が指示した場合は、撮影箇所を増すことがある。</p> <p>(オ) 受注者は、透過写真（ネガ）を撮影完了後、撮影箇所を明示し監督員に提出すること。</p> <p>(カ) 放射線透過試験の結果は、次の規定を満足すること。</p> <p>a 引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上</p> <p>b 圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上</p> <p>ウ 超音波探傷試験</p> <p>受注者は、現場溶接部の検査が放射線透過試験でできない場合は、超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>(ア) 溶接部の超音波探傷試験は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法）及び JIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）による。</p>	<p>状、スラグ及びスパッタの付着の有無</p> <p>(I) その他</p> <p>イ 放射線透過試験</p> <p>(ア) 受注者は、次の方法で、放射線透過試験を行うこと。</p> <p>放射線透過試験は、炭素鋼の場合、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）に、ステンレスクラッド鋼及びステンレス鋼の場合には、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）によること。</p> <p>(イ) 放射線透過試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に定められた放射線透過試験の非破壊試験レベル2以上の資格を有する者又はJIS Z 3861（溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準）に定められたT種試験に合格した者とする。</p> <p>また、資格証明書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>(ウ) 撮影方法は、内部線源撮影方法により行うこと。</p> <p>なお、小口径管等で人が入れない場合は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊検査方法）の二重壁片面撮影方法によること。</p> <p>また、これ以外の方法で行う場合、受注者は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(I) 透過撮影は、監督員が指示した箇所で行うものとし、1口につき、呼び径 900 以下のときは1か所、呼び径 1000 以上のときは2か所とする。ただし、監督員が指示した場合は、撮影箇所を増すことがある。</p> <p>(オ) 受注者は、透過写真（ネガ）を撮影完了後、撮影箇所を明示し監督員に提出すること。</p> <p>(カ) 放射線透過試験の結果は、次の規定を満足すること。</p> <p>a 引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上</p> <p>b 圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上</p> <p>ウ 超音波探傷試験</p> <p>受注者は、現場溶接部の検査が放射線透過試験でできない場合は、超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>(ア) 溶接部の超音波探傷試験は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法）及び JIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）による。</p> <p>(イ) 超音波探傷試験を行う技術者は、<u>試験の対象となる溶接部の性</u></p>	<p>○その他：放射透過試験技術者は、主要現場従事者等届に記載することとしました。</p>

	配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>(イ) 超音波探傷試験を行う技術者は、<u>JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に定められた超音波探傷試験レベル2技術者、又はレベル3技術者の資格及び認証を有する者とする。ただし、結果の判定以外の作業については超音波探傷試験レベル1技術者でもよい。また、超音波探傷試験技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</u></p>		<p><u>質、試験方法及び超音波探傷の特性について、十分な知識と経験を有する者とする。</u></p>	<p>○その他：WSPの非破壊検査基準の記載に合せ、試験技術者について追記しました。また、超音波探傷試験技術者は、主要現場従事者等届に記載することとしました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第5章 推進工事		第5章 推進工事		
第1節 施工一般		第1節 施工一般		
5.1.1 一般事項	<p>(1) 施工計画 (略)</p> <p>(2) 推進管の運搬、吊下ろし (略)</p> <p>(3) 地盤の変状の測定 (略)</p> <p>(4) 掘削土砂等の処分 受注者は、掘削土砂等の処分に当たっては、1.3.10(建設副産物対策)によること。</p> <p>(5) 可燃性ガス調査 (略)</p> <p>(6) 可燃性ガス対策 (略)</p>	5.1.1 一般事項	<p>(1) 施工計画 (略)</p> <p>(2) 推進管の運搬、吊下ろし (略)</p> <p>(3) 地盤の変状の測定 (略)</p> <p>(4) 掘削土砂等の処分 受注者は、掘削土砂等の処分に当たっては、1.3.9(建設副産物対策)によること。</p> <p>(5) 可燃性ガス調査 (略)</p> <p>(6) 可燃性ガス対策 (略)</p>	○その他：項番号を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
第6章 シールド工事		第6章 シールド工事		
第1節 施工一般		第1節 施工一般		
6.1.1 一般事項	<p>受注者は、シールド工事の施行に当たって、設計図書によるほか、「トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説」(土木学会)に準拠すること。</p> <p>また、「シールドトンネルに係る安全ガイドライン」(厚生労働省)及び「<u>シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン</u>」(国土交通省)に記載の事項について配慮して施工を行うこと。</p>	6.1.1 一般事項	<p>受注者は、シールド工事の施行に当たって、設計図書によるほか、「トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説」(土木学会)に準拠すること。</p> <p>また、「シールドトンネルに係る安全ガイドライン」(厚生労働省)に記載の事項について配慮して施工を行うこと。</p>	○その他：国土交通省のガイドラインが策定されたため、追加しました。
6.1.2 事前調査	<p>(1) 地下埋設物調査 (略)</p> <p>(2) 土質調査 (略)</p>	6.1.2 事前調査	<p>(1) 地下埋設物調査 (略)</p> <p>(2) 土質調査 (略)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>e ガス監視員は、ガス濃度の測定に習熟した酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するものとする。</p> <p>f ガス監視員は、常に携帯式ガス検知器を持ち、入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行い、結果を記録するとともにガス管理責任者に随時報告すること。</p> <p>また、受注者は、測定値を坑内の作業員が見やすい場所に表示すること。</p> <p>g 受注者は、気圧が長期にわたり低下した場合又は急激に低下した場合及び震度4以上の地震の後は、ガス測定の頻度を増加すること。</p> <p>h 坑内で止むを得ず火気を使用する場合は、その作業責任者は、ガス管理責任者の許可を得た上、十分に安全を確認し作業を行うこと。</p> <p>また、ガス監視員は、現場の安全を確認しながら作業終了まで立ち会うこと。</p> <p><u>i 受注者は専任したガス管理責任者及びガス監視員を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</u></p> <p>(k) ガス測定者（B及びCランク）</p> <p>受注者は、現場作業従事者の中からガス測定者を指名し、その者に毎日ガス濃度の測定を行うこと。<u>また、受注者は指名したガス測定者を主要現場従事者等届に記載し、監督員に提出すること。</u></p> <p>(n) (略)</p>	<p>e ガス監視員は、ガス濃度の測定に習熟した酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するものとする。</p> <p>f ガス監視員は、常に携帯式ガス検知器を持ち、入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行い、結果を記録するとともにガス管理責任者に随時報告すること。</p> <p>また、受注者は、測定値を坑内の作業員が見やすい場所に表示すること。</p> <p>g 受注者は、気圧が長期にわたり低下した場合又は急激に低下した場合及び震度4以上の地震の後は、ガス測定の頻度を増加すること。</p> <p>h 坑内で止むを得ず火気を使用する場合は、その作業責任者は、ガス管理責任者の許可を得た上、十分に安全を確認し作業を行うこと。</p> <p>また、ガス監視員は、現場の安全を確認しながら作業終了まで立ち会うこと。</p> <p>(k) ガス測定者（B及びCランク）</p> <p>受注者は、現場作業従事者の中からガス測定者を指名し、その者に毎日ガス濃度の測定を行うこと。</p> <p>(n) (略)</p>	<p>○その他：ガス管理責任者及びガス監視員は、主要現場従事者等届に記載することとしました。</p> <p>○その他：ガス測定者は、主要現場従事者等届に記載することとしました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
6.1.5 測量及び測定	(略)	6.1.5 測量及び測定	(略)	
6.1.6 シールド機	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 現場組立解体時の立会い 受注者は、シールド機の現場組立解体に当たって、シールド機の構造及び機能を熟知した現場組立解体責任者を選任し、立ち合わせること。 <u>また、現場組立解体責任者を主要現場従事者等届に記載し、監督員に提出すること。</u></p>	6.1.6 シールド機	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 現場組立解体時の立会い 受注者は、シールド機の現場組立解体に当たって、シールド機の構造及び機能を熟知した責任者を選任し、立ち合わせること。</p>	○その他：現場組立解体責任者は、主要現場従事者等届に記載する旨を追記しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	削除		<p>(6) 立会責任者の届出 受注者は、(5)の責任者を主要現場従事者届に記入し、届け出すこと。</p>	
6.1.7 セグメント	(略)	6.1.7 セグメント	(略)	
6.1.8 立坑築造	(略)	6.1.8 立坑築造	(略)	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨																																																																														
第7章 給水管工事		第7章 給水管工事																																																																																
第6節 その他		第6節 その他																																																																																
<p style="text-align: center;">表 7.9 支給材料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>材 料 名</th> <th></th> <th>材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メータ</td> <td>10</td> <td>防水接続材料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）</td> <td>11</td> <td>圧着端子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>分離型スマートメータ（40mm以下）</td> <td>12</td> <td>表示器取付スタンド、取付板</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メータ六角ボルト・ナット（メータ用）</td> <td>13</td> <td>お客さま識別標</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ピクトリックジョイント（メータ用）</td> <td>14</td> <td>結束バンド（メータパイパスユニット用を含む）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止水プラグ</td> <td>15</td> <td>給水弁標示板</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>逆止弁付メータパッキン</td> <td>16</td> <td>ボール止水栓標示シール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>電子メータ用表示器</td> <td>17</td> <td>人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>隔測用コード</td> <td>18</td> <td>スマートメータ用通信機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 No.17 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。</p> <p>(1) 支給材料の受領及び保管</p> <p>ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。</p> <p>ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(2) 支給材料の返納</p> <p>ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出し、返納すること。</p> <p>イ 返納する材料は、十分に清掃すること。</p> <p>ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。</p>		材 料 名		材 料 名	1	メータ	10	防水接続材料	2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子	3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板	4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標	5	ピクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータパイパスユニット用を含む）	6	止水プラグ	15	給水弁標示板	7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール	8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板	9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器	<p style="text-align: center;">表 7.9 支給材料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>材 料 名</th> <th></th> <th>材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メータ</td> <td>10</td> <td>防水接続材料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）</td> <td>11</td> <td>圧着端子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>分離型スマートメータ（40mm以下）</td> <td>12</td> <td>表示器取付スタンド、取付板</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メータ六角ボルト・ナット（メータ用）</td> <td>13</td> <td>お客さま識別標</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ピクトリックジョイント（メータ用）</td> <td>14</td> <td>結束バンド（メータパイパスユニット用を含む）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止水プラグ</td> <td>15</td> <td>給水弁標示板</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>逆止弁付メータパッキン</td> <td>16</td> <td>ボール止水栓標示シール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>電子メータ用表示器</td> <td>17</td> <td>人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>隔測用コード</td> <td>18</td> <td>スマートメータ用通信機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 No.17 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。</p> <p>(1) 支給材料の受領及び保管</p> <p>ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料受領書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。</p> <p>ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(2) 支給材料の返納</p> <p>ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料使用報告書兼整理表」を監督員に提出し、返納すること。</p> <p>イ 返納する材料は、十分に清掃すること。</p> <p>ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。</p>		材 料 名		材 料 名	1	メータ	10	防水接続材料	2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子	3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板	4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標	5	ピクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータパイパスユニット用を含む）	6	止水プラグ	15	給水弁標示板	7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール	8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板	9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器	<p>○簡素化:「支給材料受領書」及び「支給材料使用報告書兼整理表」の様式を統合しました。</p>
		材 料 名		材 料 名																																																																														
	1	メータ	10	防水接続材料																																																																														
	2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子																																																																														
	3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板																																																																														
	4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標																																																																														
	5	ピクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータパイパスユニット用を含む）																																																																														
	6	止水プラグ	15	給水弁標示板																																																																														
	7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール																																																																														
	8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板																																																																														
9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器																																																																															
	材 料 名		材 料 名																																																																															
1	メータ	10	防水接続材料																																																																															
2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子																																																																															
3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板																																																																															
4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標																																																																															
5	ピクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータパイパスユニット用を含む）																																																																															
6	止水プラグ	15	給水弁標示板																																																																															
7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール																																																																															
8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板																																																																															
9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器																																																																															
7. 6. 4 工事記録写真 (給水管工事 事務所施行分)	給水管工事事務所が施行する工事については、1.3.17(工事記録写真等)の規定によるほか、次による。 (1) 撮影箇所、内容及び頻度等 (略)	7. 6. 4 工事記録写真 (給水管工事 事務所施行分)	給水管工事事務所が施行する工事については、1.3.16(工事記録写真等)の規定によるほか、次による。 (1) 撮影箇所、内容及び頻度等 (略)	○その他: 項番号を修正しました。																																																																														

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）		配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
附則 1 工事記録写真撮影要綱		附則 1 工事記録写真撮影要綱		
	<p>る。</p> <p>また、工種等により必要がある場合は、説明図を添付する。</p> <p>(ウ) 提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>(I) 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮から圧縮率1/8まで）を原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>イ アルバム管理ソフト</p> <p>次の要件を満たすアルバム管理ソフトで編集する。</p> <p>(ア) ディスプレイの1画面には、3枚から4枚までの写真枚数とし、画像を拡大せずとも工事内容が容易に確認できること。</p> <p>(イ) 写真帳と同様の内容（写真の説明文及び図（挿絵））が収録でき、表示及び確認が可能なこと。</p> <p>(ウ) 前及び次の画面への移行（ページめくり）、画像の拡大等の展開が速やかにできること。</p> <p>(I) 工事写真の仕分け及び分類は、工程順及び工種別に整理され、検索が容易なこと。</p>		<p>る。</p> <p>また、工種等により必要がある場合は、説明図を添付する。</p> <p>(ウ) 提出する電子媒体はCD-Rを原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>(I) 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮から圧縮率1/8まで）を原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>イ アルバム管理ソフト</p> <p>次の要件を満たすアルバム管理ソフトで編集する。</p> <p>(ア) ディスプレイの1画面には、3枚から4枚までの写真枚数とし、画像を拡大せずとも工事内容が容易に確認できること。</p> <p>(イ) 写真帳と同様の内容（写真の説明文及び図（挿絵））が収録でき、表示及び確認が可能なこと。</p> <p>(ウ) 前及び次の画面への移行（ページめくり）、画像の拡大等の展開が速やかにできること。</p> <p>(I) 工事写真の仕分け及び分類は、工程順及び工種別に整理され、検索が容易なこと。</p>	<p>○電子納品：提出する電子媒体にDVD-Rを追記しました。</p>
7 工事記録写真の提出	<p>(1) 写真帳による提出 (略)</p> <p>(2) 電子媒体による提出</p> <p>ア 工事の進行に合わせて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。</p> <p>ウ 提出の際は、電子媒体のラベルに、工事件名、工事番号、受注者名及び担当部所を記入すること。なお、ラベルは直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記し、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。</p> <p>また、電子媒体を収納するケースには、図-3に示す要領で工事件名、工事番号、受注者名等を記入する。</p> <p>エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する。</p> <p>なお、対応するOSは、Windowsとする。</p> <p>オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する（カラープリンタを使用する場合はフルカラーとし、解像度は、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とすること。インク、用紙等は、通常の使用条件の下で3年間程度、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等品以上を使用する。）</p> <p><u>カ 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の引渡し</u></p>	6 工事記録写真の提出	<p>(1) 写真帳による提出 (略)</p> <p>(2) 電子媒体による提出</p> <p>ア 工事の進行に合わせて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。</p> <p>ウ 提出の際は、電子媒体本体に、工事件名、工事番号、受注者名及び担当部所を容易に消えない方法で直接記入すること。</p> <p>また、電子媒体を収納するケースには、図-3に示す要領で工事件名、工事番号、受注者名等を記入する。</p> <p>エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する。</p> <p>なお、対応するOSは、Windowsとする。</p> <p>オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する（カラープリンタを使用する場合はフルカラーとし、解像度は、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とすること。インク、用紙等は、通常の使用条件の下で3年間程度、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等品以上を使用する。）</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）を実施する際は、以下の定めによる。</p>	<p>見易さを考慮し、(改定)の項番号6, 7の記載順を入れ替えています。</p> <p>○その他：項番号を変更しました。</p> <p>○電子納品：ラベルの注意点を追記しました。</p> <p>○電子納品：(現行)「7 デジタル工事写真の(2)電子納品は、内容を見直し、(改定)の「7 工事記録写真の提出(2)カ」へ移動しました。</p>

	配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>6 デジタル工事写真の 小黑板情報電子化</p>	<p><u>については、本附則に定めるとおりとする。</u> <u>また、引渡し時に受注者は一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。</u> <u>なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。</u> <u>「一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」</u> <u>URL http://www.jcomsia.org/kokuban/</u></p> <p><u>(1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化</u> デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黒板」という。）を</p>		<p>○その他：小題を追加しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>受注者が希望する場合、監督員の承諾を得た上で、電子黒板対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。</p> <p>対象工事では、次の全てを実施すること。</p> <p>(2) 対象機器の導入</p> <p>受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、「工事記録写真撮影要綱」(東京都水道局)「図-1 撮影表示板(例)」に示す項目(工事件名、撮影年月日等)の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。</p> <p>なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」</p> <p>URL http://www.cryptrec.go.jp/list.html</p> <p>「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」</p> <p>URL http://www.jcomsia.org/kokuban/</p>	<p>電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員と協議を行い、承諾を得た上で、電子黒板対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。</p> <p>対象工事では、次の全てを実施すること。</p> <p>(1) 対象機器の導入</p> <p>電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、「工事記録写真撮影要綱」(東京都水道局)「図-1 撮影表示板(例)」に示す項目(工事件名、撮影年月日等)の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。</p> <p>なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」</p> <p>URL http://www.cryptrec.go.jp/list.html</p> <p>「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」</p> <p>URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</p> <p>(2) 電子納品</p> <p>電子黒板を用いた写真(以下「電子黒板写真」という。)の納品については、次による。</p> <p>「電子納品要領運用ガイドライン」(東京都水道局)に定めるもののほか、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトとする。</p> <p>また、納品時にJACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。</p> <p>「JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)」</p> <p>URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p>	<p>○その他：URL が変更となったため、修正しました。</p> <p>○電子納品：(現行)「7 デジタル工事写真の(2)電子納品は、内容を見直し、(改定)の「7 工事記録写真の提出(2)カ」へ移動しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																
<div data-bbox="287 268 1166 779" data-label="Table"> <table border="1"> <tr> <td>撮影日</td> <td>令和 年 月 日()</td> </tr> <tr> <td>件名 <u>(契約番号)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影箇所 及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="587 804 967 842" data-label="Caption"> <p>図-1 撮影表示板(例)</p> </div> <div data-bbox="629 959 928 997" data-label="Caption"> <p>図-2 写真説明</p> </div> <div data-bbox="371 1066 1219 1507" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="276 1541 1231 1623" data-label="Footnote"> <p>注1 撮影内容、索引番号、寸法等の写真の説明文は、写真の右側又は下側に記入すること。 注2 電子媒体の場合でも、同様の内容が確認できるものとする。</p> </div>	撮影日	令和 年 月 日()	件名 <u>(契約番号)</u>		撮影箇所 及び内容		受注者		<div data-bbox="1748 191 2131 231" data-label="Caption"> <p>図-1 撮影表示板(例)</p> </div> <div data-bbox="1445 268 2323 779" data-label="Table"> <table border="1"> <tr> <td>撮影日</td> <td>令和 年 月 日()</td> </tr> <tr> <td>件名 <u>(工事番号)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影箇所 及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1786 955 2092 993" data-label="Caption"> <p>図-2 写真説明</p> </div> <div data-bbox="1531 1062 2380 1503" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1436 1537 2398 1619" data-label="Footnote"> <p>注1 撮影内容、索引番号、寸法等の写真の説明文は、写真の右側又は下側に記入すること。 注2 電子媒体の場合でも、同様の内容が確認できるものとする。</p> </div>	撮影日	令和 年 月 日()	件名 <u>(工事番号)</u>		撮影箇所 及び内容		受注者		<p>○簡素化：「工事番号」の項目を「契約番号」に変更しました。</p> <p>○その他：キャプション位置を変更しました。</p>
撮影日	令和 年 月 日()																	
件名 <u>(契約番号)</u>																		
撮影箇所 及び内容																		
受注者																		
撮影日	令和 年 月 日()																	
件名 <u>(工事番号)</u>																		
撮影箇所 及び内容																		
受注者																		
<p>- 279 -</p>	<p>- 279 -</p>																	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p style="text-align: center;">図-3 写真帳表紙</p> <p style="text-align: center;"><u>工事記録写真帳(n/N)</u></p> <p>工 事 件 名 _____</p> <p>契 約 番 号 水 契 第 号 _____</p> <p>受 注 者 _____</p> <p>施 工 部 所 _____</p> <p>注 n：当該冊数 / N：総分冊数</p> <p style="text-align: center;">- 280 -</p>	<p style="text-align: center;">図-3 写真帳表紙</p> <p style="text-align: center;"><u>工事記録写真帳(n/N)</u></p> <p>工 事 件 名 _____</p> <p><u>工 事 番 号 第 号</u></p> <p>契 約 番 号 水 契 第 号 _____</p> <p><u>契 約 年 月 日 令 和 年 月 日</u></p> <p><u>工 期 着 手 令 和 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>完 成 令 和 年 月 日</u></p> <p>受 注 者 _____</p> <p>施 工 部 所 _____</p> <p>注 n：当該冊数 / N：総分冊数</p> <p style="text-align: center;">- 280 -</p>	<p>○簡素化：「工事番号」、「契約年月日」、「工期」を削除しました。</p>

工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
仮設工事	* 排水処理設備設置状況	実施箇所ごと		
	* 安定液混合 * 掘削状況（使用機械） * 掘削幅及び深さ * 配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等） * 鉄筋かごの幅、長さ及び厚さ * 鉄筋かごの吊込み状況	エレメントごと		
	* コンクリートの打込み状況	エレメントごと		
	* 仕上げ（仕上がり及び形状）			
	深礎	* 掘削状況 * 径及び深さ		実施箇所ごと
* ライナープレートの設置状況 * 裏込め注入作業		4リング程度ごと		
土工事				
	掘削	* 布掘状況 * 舗装壊し状況 * 掘削状況（機械及び人力の別） * 掘削深さ及び幅	実施箇所又は100mごと	
	埋め戻し	* 埋め戻し状況 * 埋め戻し後の検査 * 各層の厚さ	実施箇所又は100mごとに1回	
	盛土	* 巻出し状況（厚さ） * 締め固め状況	実施箇所ごと	

工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
仮設工事	* 排水処理設備設置状況	実施箇所ごと		
	* 安定液混合 * 掘削状況（使用機械） * 掘削幅及び深さ * 配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等） * 鉄筋かごの幅、長さ及び厚さ * 鉄筋かごの吊込み状況	エレメントごと		
	* コンクリートの打込み状況	エレメントごと		
	* 仕上げ（仕上がり及び形状）			
	深礎	* 掘削状況 * 径及び深さ		実施箇所ごと
* ライナープレートの設置状況 * 裏込め注入作業		4リング程度ごと		
土工事	* 掘削位置 * 埋設物の位置、はなれ、主かぶり及び配列	全箇所		
	* 道路復旧状況	5か所程度ごとに1回		
	掘削	* 布掘状況 * 舗装壊し状況 * 掘削状況（機械及び人力の別） * 掘削深さ及び幅	実施箇所又は100mごと	
	埋め戻し	* 埋め戻し状況 * 埋め戻し後の検査 * 各層の厚さ	実施箇所又は100mごとに1回	
盛土	* 巻出し状況（厚さ） * 締め固め状況	実施箇所ごと		

○簡素化：試験掘の写真は、試験掘調査報告書に添付しているため、撮影要綱から削除しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）

配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）

改定の要旨

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要	
舗 装 工 事	路 床	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は80mごと	改良土を使用する場合であっても各道路占用要綱に基づき密度試験を実施した場合は撮影する。舗装種別ごとに土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。	
		*埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
	路 盤	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は80mごと		
		*埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
	基 層	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は80mごと		
		*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は80mごと		
	コア採取状況	*表層・基層	実施箇所		
	試 験	*平坦性試験	実施箇所		改質アスファルトの場合は撮影する。
		*ホイールトラッキング試験	実施箇所		低騒音、排水性舗装及び透水性舗装の場合は撮影する。
		*現場透水性試験	実施箇所		樹脂系すべり止め舗装の場合は、撮影する。
*すべり抵抗値試験		実施箇所			
附帯設備	*ガードレール及びガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝	実施箇所又は指定箇所			
塗 装	管 塗 装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごとに1回		
	そ の 他	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと		

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要	
舗 装 工 事	路 床	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと	改良土を使用する場合であっても各道路占用要綱に基づき密度試験を実施した場合は撮影する。舗装種別ごとに土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。	
		*埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
	路 盤	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと		
		*埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
	基 層	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと		
		*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は100mごと		
	コア採取状況	*表層・基層	1000m ² ごと		
	試 験	*平坦性試験	実施箇所		改質アスファルトの場合は撮影する。
		*ホイールトラッキング試験	実施箇所		低騒音、排水性舗装及び透水性舗装の場合は撮影する。
		*現場透水性試験	実施箇所		樹脂系すべり止め舗装の場合は、撮影する。
*すべり抵抗値試験		実施箇所			
附帯設備	*ガードレール及びガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝	実施箇所又は指定箇所			
塗 装	管 塗 装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごとに1回		
	そ の 他	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと		

配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行）
令和4年版以降の一部改定含む

○ その他：舗装工事の撮影頻度について、建設局の工事記録写真撮影基準に準じて修正しました。

改定の要旨

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要
そ の 他	防 護	* 吊り防護及び受け防護の施工状況（種類別）	実施箇所ごと又は 50mに1か所	
	支 障 物 件	* 支障物件の位置及び寸法、処理状況等	実施箇所	
	災 害 及 び 事 故	* 工事中災害又は事故が発生した場合の現況及び復旧 状況	その都度	デジタルカメラ等の速やか に再現できる写真とする
	補 償 関 係	* 被害又は損害状況	その都度	
	環境対策・ 現場環境改善	* 各施設の設置状況	各種類ごとに1回	

- 289 -

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要
そ の 他	防 護	* 吊り防護及び受け防護の施工状況（種類別）	実施箇所ごと又は 50mに1か所	
	支 障 物 件	* 支障物件の位置及び寸法、処理状況等	実施箇所	
	災 害 及 び 事 故	* 工事中災害又は事故が発生した場合の現況及び復旧 状況	その都度	デジタルカメラ等の速やか に再現できる写真とする
	補 償 関 係	* 被害又は損害状況	その都度	
	環境対策・ イメージアップ	* 各施設の設置状況	各種類ごとに1回	実施内容を添えて適宜提出する。

- 289 -

○ その他：用語を修正しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）

配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）

改定の要旨

工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
建設副産物	運搬状況	* 積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし、全車両は必要ない。）	各種類につき1回	各種類とは、副産物の種類のこと、発生土や汚泥、廃棄物等のこと 以下同じ。
	現場内利用状況	* 工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	工事間利用状況	* 搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 * 工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	ストックヤードの状況	* スtockヤードの利用状況	各種類につき1回	
	受入地の状況	* 受入先の現場状況	各種類につき1回	東京都建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影は、入口台貫まで、又は出口台貫以降のみとする。
	再資源化処理施設の状況	* 原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	最終処分場の状況	* 直接最終処分する場合に限る。 * 原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	現場内での分別状況	* 現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回	
	再生資源の利用状況	* なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることができる。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アス混、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等
材料検査関係	材料検査	* 特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと	

工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
建設副産物	運搬状況	* 積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし、全車両は必要ない。）	各種類につき1回	各種類とは、副産物の種類のこと、発生土や汚泥、廃棄物等のこと 以下同じ。
	運搬経路	* 主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。	各種類につき1回	
	現場内利用状況	* 工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	工事間利用状況	* 搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 * 工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	ストックヤードの状況	* スtockヤードの利用状況	各種類につき1回	
	受入地の状況	* 受入先の現場状況	各種類につき1回	東京都建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影は、入口台貫まで、又は出口台貫以降のみとする。
	再資源化処理施設の状況	* 原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	最終処分場の状況	* 直接最終処分する場合に限る。 * 原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	現場内での分別状況	* 現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回	
再生資源の利用状況	* なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることができる。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アス混、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等	
材料検査関係	材料検査	* 特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと	

○ その他：リサイクルガイドラインの改定により、運搬経路の写真撮影を削除しました。

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）

配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）

改定の要旨

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>附則 4 施工計画書記載要領</p>	<p>附則 4 施工計画書記載要領</p>	
<p>施工計画書の記載に当たって 施工計画書の記載に当たっては、工事の性質、内容に応じて項目を追加、削除した上で、施工図、計算書等を添付して、具体的に記述する。</p> <p>また、軽易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができるが、「工事概要」及び「建設副産物の処理」の各項目と、工程表、現場管理組織計画、<u>安全管理計画</u>、<u>緊急保安体制</u>、<u>労務計画</u>、<u>下請負計画</u>及び<u>材料計画</u>については、省略することができない。</p> <p>なお、「工事完成図」、「試験掘調査報告書」等の作成要領については、水道工事用書類・様式の記載例集を参照する。</p> <p>1 工事概要 (1) 工事的目的 (略)</p> <p>(2) 工事内容 ア 工種 (ア) 配水本管 新設工、撤去工及び連絡工ごとの管径、延長、箇所数等 (イ) 配水小管 配水本管に同じ (ウ) 附属施設 制水弁室、空気弁室、排水室、消火栓等ごとに形状（立形、横形、急速、双口、単口）及び工箇所数 (エ) 舗装復旧 <u>舗装種別（形式）</u></p> <p>イ 案内図 工事施工位置（始点、終点） 工事区間（延長）</p> <p>2 工程計画 (1) 工程管理 (略)</p> <p>(2) 作業予定 (略)</p> <p>(3) 工程表 (略)</p> <p style="text-align: center;">- 303 -</p>	<p>施工計画書の記載に当たって 施工計画書の記載に当たっては、工事の性質、内容に応じて項目を追加、削除した上で、施工図、計算書等を添付して、具体的に記述する。</p> <p>また、軽易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができるが、「工事概要」及び「建設副産物の処理」の各項目と、<u>工事</u>工程表、現場管理組織計画、<u>緊急保安体制</u>、<u>安全管理計画</u>、<u>労務計画</u>、<u>下請負計画</u>については、省略することができない。</p> <p>なお、「<u>緊急時対策計画書</u>」、「工事完成図」、「試験掘調査報告書」等の作成要領については、水道工事用書類・様式の記載例集を参照する。</p> <p>1 工事概要 (1) 工事的目的 (略)</p> <p>(2) 工事内容 ア 工種 (ア) 配水本管 新設工、撤去工及び連絡工ごとの管径、延長、箇所数等 (イ) 配水小管 配水本管に同じ (ウ) 附属施設 制水弁室、空気弁室、排水室、消火栓等ごとに形状（立形、横形、急速、双口、単口）及び工箇所数 (エ) 舗装復旧 …<u>舗装種別（形式）</u></p> <p>イ 案内図 工事施工位置（始点、終点） 工事区間（延長）等</p> <p>2 工程計画 (1) 工程管理 (略)</p> <p>(2) 作業予定 (略)</p> <p>(3) 工程表 (略)</p> <p style="text-align: center;">- 303 -</p>	<p>○簡素化：「1.2.4 施工計画書」、「1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置」の改定に伴い、記載を修正しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(6) 配管工事</p> <p>ア 配水管工（氏名、人数、腕章等の着用等）</p> <p>イ 管の吊り上げ、吊り下ろし方法（使用機械、切梁の盛り替え等）</p> <p>ウ ポリエチレンスリーブ被覆方法及び明示シート、明示テープの施工方法</p> <p>エ 継手接合部の確認方法（トルクレンチの定期点検、胴付間隔の確認、規定トルクの確認等継手のチェックリストによる確認）</p> <p>オ 使用材料の保管、整理体制（<u>配管材料</u>管理責任者、<u>支給材料</u>取扱責任者）</p> <p>カ 断・濁水工事の方法</p> <p>キ 配管計画図（複雑な箇所の配管方法）</p> <p>ク テストバンドによる水圧試験（<u>試験方法、記録方法</u>）</p> <p>ケ ~ ス (略)</p>	<p>(6) 配管工事</p> <p>ア 配水管工（<u>経歴</u>、氏名、人数、腕章等の着用等）</p> <p>イ 管の吊り上げ、吊り下ろし方法（使用機械、切梁の盛り替え等）</p> <p>ウ ポリエチレンスリーブ被覆方法及び明示シート、明示テープの施工方法</p> <p>エ 継手接合部の確認方法（トルクレンチの定期点検、胴付間隔の確認、規定トルクの確認等継手のチェックリストによる確認）</p> <p>オ 使用材料の保管、整理体制（管理責任者、取扱責任者）</p> <p>カ 断・濁水工事の方法</p> <p>キ 配管計画図（複雑な箇所の配管方法）</p> <p>ク テストバンドによる水圧試験 <u>試験方法、記録方法</u></p> <p>ケ ~ ス (略)</p>	<p>○簡素化：主要現場従事者等届に経歴書を添付するため、経歴の記載は不要としました。</p> <p>○その他：名称を修正しました。</p>
<p>(7) 付属施設設置工 (略)</p>	<p>(7) 付属施設設置工 (略)</p>	


配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(5) 緊急保安体制 ア 社内緊急連絡図 イ 緊急資機材 ウ 緊急連絡通報図 <u>エ 警戒宣言に伴う緊急時対策計画（参考：表-1）</u> <u>（ア）工事箇所及び資機材</u> <u>工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法</u> <u>（イ）公衆対策</u> <u>保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等</u> <u>（ウ）危険物の処置</u> <u>可燃物、爆発物の格納撤去等</u> <u>（エ）開口部の応急対策及び仮設物の補強</u> <u>開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等</u> <u>（オ）資機材の整理及び撤去</u> <u>現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等</u> <u>（カ）その他</u> <u>地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告</u></p> <p>(6) 設備管理 (略)</p> <p>(7) 資機材管理 (略)</p> <p>(8) 渉外管理、建設公害対策 (略)</p> <p>(9) <u>現場環境改善</u>計画 (略)</p>	<p>(5) 緊急保安体制 ア 社内緊急連絡図 イ 緊急資機材 ウ 緊急連絡通報図</p> <p>(6) 設備管理 (略)</p> <p>(7) 資機材管理 (略)</p> <p>(8) 渉外管理、建設公害対策 (略)</p> <p>(9) <u>イメージアップ</u>計画 (略)</p>	<p>○簡素化：「1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置」の改定に伴い、記載例集の計画書等作成要領の記載を追記しました。</p> <p>○その他：用語を修正しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>6 調達計画</p> <p>(1) 労務計画 (略)</p> <p>(2) 下請負計画 <u>施工体制台帳の作成範囲を除き記載（オペレーター付きリース下請負契約や業務委託契約等、実際に工事に従事している下請負者を漏れなく記載）</u> 各作業内容の下請負作業範囲、下請負会社名、許可番号、代表者名、所在地、電話番号、契約年月日及び現場責任者</p> <p>(3) 機械計画 (略)</p> <p>(4) 材料計画 ア 搬入計画（記載例集(P1-73)「材料搬入内訳調書」の様式を使用する） イ 材料の保管及び検査体制（工程に基づいた数量確保、保管、品質の確認等）</p> <p>(5) 輸送計画 ア 労務者の輸送方法 イ 材料等の輸送方法 支給材料の輸送方法（運送会社名等） ウ 工所用材料の輸送（輸送方法等）</p> <p><u>(6) 工場等での補修計画（当局の設備を受注者の工場等に持ち出す場合、以下の内容を記載する）</u> ア 品名及び数量 イ 搬出年月日 ウ 返納予定日 エ 保管場所</p> <p>7 建設副産物の処理（リサイクル計画）</p> <p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等 (略)</p> <p>(2) 運搬・処理業者名 (略)</p> <p>(3) 現場での分別 ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法 イ 現場事務所・作業員宿舍等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法 ウ その他</p> <p>(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合） (略)</p>	<p>6 調達計画</p> <p>(1) 労務計画 (略)</p> <p>(2) 下請負計画 各作業内容ごとの下請負作業範囲及び下請負会社名</p> <p>(3) 機械計画 (略)</p> <p>(4) 材料計画 ア 搬入計画 イ 材料の保管及び検査体制（工程に基づいた数量確保、保管、品質の確認等）</p> <p>(5) 輸送計画 ア 労務者の輸送方法 イ 材料等の輸送方法 支給材料の輸送方法（運送会社名等） ウ 工所用材料の輸送（輸送方法等）</p> <p>7 建設副産物の処理（リサイクル計画）</p> <p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等 (略)</p> <p>(2) 運搬・処理業者名 (略)</p> <p>(3) 現場での分別 ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法 イ 現場事務所・作業員宿舍等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法 ウ その他</p> <p>(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合） (略)</p>	<p>○簡素化：「下請負届」の削減に伴い、記載する項目を追記しました。</p> <p>○簡素化：「2. 2. 1一般事項（9）配管材料に関する提出図書」の改定に伴い、搬入計画の様式について追記しました。</p> <p>○簡素化：「預り書」の削減に伴い、記載する項目を追記しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(5) 添付書類（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）</p> <p>ア 再生資源利用計画書 受注者は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 土砂を搬入する工事 (イ) 砕石を搬入する工事 (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書 受注者は、COBRISに必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 建設発生土を搬出する工事 (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ) 金属くず、塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合） 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、確認結果票を作成すること。</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ 対象は、建設発生土を100 m³以上搬出する工事とする。</p> <p>オ 建設泥土の再資源化等計画書（建設泥土がある場合に限る。） 建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を受注者が自ら保管すること。</p> <p>カ 物質収支計算書 泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付すること。 なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。</p>	<p>オ その他</p> <p>(5) 添付書類（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）</p> <p>ア 再生資源利用計画書 受注者は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 土砂を搬入する工事 (イ) 砕石を搬入する工事 (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書 受注者は、COBRISに必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 建設発生土を搬出する工事 (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ) 金属くず、塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>ウ 搬入予定民間受入地届（民間受入地に搬出予定のものに限る。）</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ 対象は、建設発生土を100 m³以上搬出する工事とする。</p> <p>オ 建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）</p> <p>カ 産業廃棄物に係る許可証の写し 収集運搬業者、処分業者の許可証の写し 中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含めるものとする。</p> <p>キ 産業廃棄物処理委託契約書の写し 受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。 中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付すること。</p> <p>ク 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式 工事で使用する産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の様式又は電子マニフェストの場合については、加入登録が確認できる資料</p> <p>ケ 建設泥土の再資源化等計画書（建設泥土がある場合に限る。） 建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を受注者が自ら保管すること。</p> <p>コ 物質収支計算書 泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付すること。 なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。</p> <p>サ 告知書の写し 対象建設工事に係る下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添</p>	<p>○その他：リサイクルガイドラインの改定に伴い、修正しました。</p>

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																										
<p>8 特殊工事</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">表 1 警戒宣言発令時対策（例）</p> <table border="1" data-bbox="166 485 1279 1587"> <thead> <tr> <th>対応措置 工種</th> <th>工事箇所及び 資機材の点検</th> <th>公衆対策</th> <th>危険物の処理</th> <th>開口部の応急対策 及び戻り物の補強</th> <th>資機材の整理 及び撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼矢板 打込工</td> <td>仮設資機材は全て民 地内に撤去する。 作業途中のものは速や かに作業を完了し交通 の障害とならないよう 埋戻す。</td> <td>保安要員を配置し避 難に支障を来さないよ うにする。</td> <td>重機の燃料等は倒れな いよう結束する。</td> <td>なし</td> <td>民地内に撤去する。</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 引抜工</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>覆工</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>掘削工</td> <td>開口部は速やかに閉 塞し、重機、車輛等は 民地内に撤収する。ま た、吊り物等の吊材 等の点検を行う。</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>管布設工</td> <td>仮設資機材は全て民 地内に撤収する。 作業途中のものは 速やかに作業を完了し 、交通の障害にならな いよう覆工する。</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>作業途中のものは 速やかに覆工する。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>埋戻工</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び戻り物の補強	資機材の整理 及び撤去	鋼矢板 打込工	仮設資機材は全て民 地内に撤去する。 作業途中のものは速や かに作業を完了し交通 の障害とならないよう 埋戻す。	保安要員を配置し避 難に支障を来さないよ うにする。	重機の燃料等は倒れな いよう結束する。	なし	民地内に撤去する。	鋼矢板 引抜工	同上	同上	同上	同上	同上	覆工	同上	同上	同上	同上	同上	掘削工	開口部は速やかに閉 塞し、重機、車輛等は 民地内に撤収する。ま た、吊り物等の吊材 等の点検を行う。	同上	同上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同上	管布設工	仮設資機材は全て民 地内に撤収する。 作業途中のものは 速やかに作業を完了し 、交通の障害にならな いよう覆工する。	同上	同上	作業途中のものは 速やかに覆工する。	同上	埋戻工	同上	同上	同上	同上	同上	<p>付する。</p> <p>8 特殊工事</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>○簡素化：「1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置」の改定に伴い、記載例集の計画書等作成要領の記載を追記しました。</p>
対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び戻り物の補強	資機材の整理 及び撤去																																							
鋼矢板 打込工	仮設資機材は全て民 地内に撤去する。 作業途中のものは速や かに作業を完了し交通 の障害とならないよう 埋戻す。	保安要員を配置し避 難に支障を来さないよ うにする。	重機の燃料等は倒れな いよう結束する。	なし	民地内に撤去する。																																							
鋼矢板 引抜工	同上	同上	同上	同上	同上																																							
覆工	同上	同上	同上	同上	同上																																							
掘削工	開口部は速やかに閉 塞し、重機、車輛等は 民地内に撤収する。ま た、吊り物等の吊材 等の点検を行う。	同上	同上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同上																																							
管布設工	仮設資機材は全て民 地内に撤収する。 作業途中のものは 速やかに作業を完了し 、交通の障害にならな いよう覆工する。	同上	同上	作業途中のものは 速やかに覆工する。	同上																																							
埋戻工	同上	同上	同上	同上	同上																																							

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）				配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）				改定の要旨
番号	名称	提出部数	提出期限	番号	名称	提出部数	提出期限	
<u>21</u>	装置関係異動（ステンレス管種別列記式）	1	1通知分の工事完了後、完了日から7日（営業日）以内で、かつ、工期以内とする。 なお、1通知内で設計及び完成図を作成する場合の設計図は工事着手後、速やかに提出すること。	<u>22</u>	装置関係異動（ステンレス管種別列記式）	1	1通知分の工事完了後、完了日から7日（営業日）以内で、かつ、工期以内とする。 なお、1通知内で設計及び完成図を作成する場合の設計図は工事着手後、速やかに提出すること。	○その他：提出部数を修正しました。
<u>22</u>	工事記録写真帳			<u>23</u>	工事記録写真帳			
<u>23</u>	道路使用許可証			<u>24</u>	道路使用許可証			
<u>24</u>	材質改善状況通知票（電子データ）			<u>25</u>	材質改善状況通知票（電子データ）			
<u>25</u>	既設給水管の処分依頼書			<u>26</u>	既設給水管の処分依頼書			
<u>26</u>	水道メータ前後の一部配管替え施行承諾書			<u>27</u>	水道メータ前後の一部配管替え施行承諾書			
<u>27</u>	駐車場施設利用整理表			<u>28</u>	駐車場施設利用整理表			
<u>28</u>	貸与資料管理表	1	発生の都度、速やかに	<u>29</u>	貸与資料管理表	1	発生の都度、速やかに	
<u>29</u>	発生品計量証明報告書			<u>30</u>	発生品計量証明報告書			
<u>30</u>	国道特例浅層埋設給水管管理台帳			<u>31</u>	国道特例浅層埋設給水管管理台帳			
<u>31</u>	請求書	<u>2</u>	随時	<u>32</u>	請求書	<u>3</u>	随時	
<u>32</u>	辞退届	1	発注辞退の申出後、速やかに	<u>33</u>	辞退届	1	発注辞退の申出後、速やかに	

配水管工事標準仕様書 令和6年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（現行 令和4年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>附則 9 電子成果品の作成について</p>		
<p>1 電子成果品の取扱い <u>電子データによる提出が可能な書類については、記載例集「受注者が作成する書類」「計画書等作成要領」によること。</u> <u>電子データにより提出した書類は、工事完了時に電子媒体として原則2部提出すること。電子媒体は、CD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。なお、工事写真の提出は附則-1によること。</u></p> <p>2 電子提出書類の原本性保証に関する対応について <u>受注者は、電子媒体の提出に当たり、図1のとおり電子媒体のラベルに下記内容を記載すること。</u> <u>工事番号、工事件名、提出年月、発注者、受注者、監督員、現場代理人、監理業務受託者、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)</u> <u>なお、ラベルは、直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記とし、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。</u></p> <p>3 電子成果品のチェック <u>受注者は、施工中に電子提出した書類が電子データとして電子媒体内に揃っていること、及び閲覧可能であることを確認すること。また、最新のウイルス対策ソフトでウイルスに感染がないかを確認する。なお、使用するウイルス検査ソフト及びウイルス定義ファイルは、ウイルス検査を行う時点で最新のものを使用する。</u></p>	<p>新 規 追 加</p>	<p>○電子納品：工事関係書類の電子成果品の取扱い等を定めました。</p>
 <p>図1 電子媒体へのラベル記載例</p>		

改定原稿

改定ページのみ

配水管工事標準仕様書
令和6年4月1日一部改定

配水管工事標準仕様書

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1.1.1 適用範囲及び一般事項	1
1.1.2 用語の定義	2
1.1.3 監督員の権限等	5
1.1.4 設計図書の照査等	6
1.1.5 受注者相互の協力	6
1.1.6 調査・試験に対する協力	6
1.1.7 設計図書の変更等	7
1.1.8 工事の一時中止	7
1.1.9 工期変更	9
1.1.10 出来形数量の算出	10
1.1.11 部分使用	10
1.1.12 履行報告	10
1.1.13 日雇労働者の雇用	10
1.1.14 環境対策	10
1.1.15 文化財の保護	15
1.1.16 諸法令等の遵守	16
1.1.17 官公署等への手続等	16
1.1.18 不可抗力による損害	17
1.1.19 特許権等	18
1.1.20 保険の加入及び事故の補償	19
1.1.21 臨機の措置	20
1.1.22 提出書類	20
1.1.23 住民に対する広報等	20
1.1.24 工事現場の環境改善	20
1.1.25 I C T等の活用	21
1.1.26 前払金等の請求	21
第2節 着 手	22
1.2.1 工事の着手	22
1.2.2 測 量	22
1.2.3 工程表の提出	23
1.2.4 施工計画書	23

1.2.5	現場事務所、材料置場等	23
-------	-------------------	----

1.2.6	工事用給水装置	24
1.2.7	工事標示板の設置	24
1.2.8	アスベストに係る対応	24
第3節	施工管理	24
1.3.1	一般事項	24
1.3.2	現場代理人	27
1.3.3	監理技術者等	27
1.3.4	主要現場従事者	27
1.3.5	技能士	28
1.3.6	工事の下請負	28
1.3.7	施工体制台帳等の作成、提出等	28
1.3.8	工事实績情報の登録	29
1.3.9	施工時期及び施工時間の変更	29
1.3.10	建設副産物対策	30
1.3.11	過積載の防止	32
1.3.12	工事用機械器具等	33
1.3.13	契約解除権の行使に伴う措置	33
1.3.14	支障物件の取扱い	33
1.3.15	家屋等の調査	34
1.3.16	後片付け	34
1.3.17	工事記録写真等	34
第4節	安全管理	35
1.4.1	工事中の安全確保	35
1.4.2	施設管理	37
1.4.3	地震警戒宣言の発令に伴う措置	37
1.4.4	爆発及び火災の防止	38
1.4.5	交通安全管理	39
1.4.6	歩行者通路の確保	41
1.4.7	事故防止	41
1.4.8	事故時の措置	42
1.4.9	現場の整理、整とん	42
第5節	監督員による確認及び立会い等	42
1.5.1	監督員による確認及び立会い等	42
1.5.2	工事関係者に対する措置要求	43

附 則

附 則 - 1	工事記録写真撮影要綱	275
附 則 - 2	鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領	291
附 則 - 3	管切断面補修要領	301
附 則 - 4	施工計画書記載要領	303
附 則 - 5	東京都薬液注入工法暫定取扱指針	314
附 則 - 6	防食ゴム施工要領	321
附 則 - 7	防食キャップ（GX形管用）施工要領	322
附 則 - 8	給水管工事受注者提出書類一覧	324
附 則 - 9	電子成果品の作成	357-1

附 図

附 図 - 1	工事保安施設設置標準図	361
附 図 - 2	推進用鉄管	373

参 考

工事請負契約書

建設分野で使われる主な単位

S I 換算率表

1.1.2 用語の定義

(1) 監督員

監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務を掌理する者をいう。

(2) 現場代理人

現場代理人とは、契約書第9条（現場代理人及び主任技術者等）の規定に基づき受注者が通知した現場代理人をいう。

(3) 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

(4) 設計図書

設計図書とは、特記仕様書、設計工事数量表、図面、標準仕様書、配水管工事標準図及び入札に伴う質問回答書をいう。

(5) 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書とを総称していう。

(6) 標準仕様書

標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施行する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

(7) 配水管工事標準図

配水管工事標準図とは、制水弁室や空気弁室等の構造物、防護コンクリート等の標準的な仕様を定めた図書をいう。

(8) 特記仕様書

特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

(9) 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

(10) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施行上必要な事項について

書面により示し、実施させることをいう。

(11) 承諾

承諾とは、契約図書の承諾事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により合意することをいう。

(12) 協議

協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。

(13) 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(14) 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(15) 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

(16) 通知

通知とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(17) 連絡

連絡とは、監督員と受注者との間で、契約書第17条（条約変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう（書面による連絡内容の伝達は不要とする。）。

(18) 書面

書面とは、発行年月日を記載し、署名又は押印した文書をいう。

なお、関係規程により、署名又は押印がない書類や電子提出した書類も有効な書面として取り扱うこと。

(19) 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

の設計図書で明確に指定される場所をいう。

(30) S I

S Iとは、国際単位系をいう。

(31) J I S 規格

J I S 規格とは、「産業標準化法」(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。

(32) 工事記録写真

工事記録写真とは、工事着手前及び工事完了後、並びに施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完了後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「附則-1 工事記録写真撮影要綱」等に基づき撮影したものをいう。

(33) 天災等

天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。

(34) 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって当局に引渡しする成果品となる電子データをいう。

(35) 電子納品

電子納品とは、電子成果品の引渡しを行うことをいう。

1.1.3 監督員の権限等

(1) 一般事項

契約書第8条(監督員)第1項に規定する監督員は、次のとおりとする。

- ア 総括監督員
- イ 副総括監督員
- ウ 監督員

(2) 監督員の権限

ア 監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定する事項である。

イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、(1)のいずれの監督員も受注者に対して行うことができるものとする。

ウ 監督員がアの権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面により指示内容等を確認すること。

- 1.1.10 出来形数量の算出
- (1) 一般事項
受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施すること。
- (2) 出来形数量の提出
受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出すること。
- 1.1.11 部分使用
- (1) 一般事項
発注者は、受注者の承諾を得て工事目的物を部分使用することができる。
- (2) 使用前の検査
受注者は、発注者が契約書第33条（部分使用）の規定する当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質、出来形等の検査（確認を含む。）を受けること。
- 1.1.12 履行報告
- 受注者は、必要に応じ契約書第10条（履行報告）の規定により、履行状況を監督員に報告すること。
- 1.1.13 日雇労働者の雇用
- (1) 一般事項
受注者は、工事の施行に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めること。
- なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」を公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターに提出し、完成時には、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出すること。ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。
- (2) 無技能者の雇用
受注者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。
- 1.1.14 環境対策
- (1) 環境保全
受注者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年

東京都条例第215号)その他関係法令等を遵守し、当該工事の施行に伴

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示すること。

(8) 建設機械等の燃料

ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする建設機械等を使用する場合は、規格(JIS)に合った軽油を使用すること。

また、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

イ 発注者が行う軽油採取調査において、監督員等が建設機械等から燃料を採取する場合、発注者は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に通知し、受注者の協力を求めることとする。

なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず受発注者双方の立会いの下で行うこととする。

(9) 排出ガス対策型建設機械(一般工事用建設機械)

受注者は、工事の施行に当たり、「表1.1 一般工事用建設機械」に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規定に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月31日付国土交通省告示第318号)若しくは、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成28年8月30日付国総環第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1.1.21 臨機の措置

(1) 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知すること。

(2) 天災等

監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できるものとする。

1.1.22 提出書類

(1) 一般事項

受注者は、工事に必要な提出書類を、「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。)及び「委託標準仕様書」により作成し、指定の期日までに監督員に提出すること。

また、書面の提出方法(紙面又は電子)については、契約確定後速やかに監督員と協議すること。

(2) 提出書類

受注者は、記載例集及び委託標準仕様書に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示によること。

(3) 変更書類の提出

受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を監督員に提出すること。

(4) 土質調査を実施した場合の資料提出

土質調査を実施した場合は、当局に提出する報告書とは別に、東京都土木技術支援・人材育成センター提出用の調査結果を委託標準仕様書に準拠して作成し、監督員に提出すること。

1.1.23 住民に対する 広報等

受注者は、現場付近の住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、施工について協力が得られるよう努めること。

なお、住民への説明の時期、方法、内容等については、監督員と打合せを行うこと。

1.1.24 工事現場の 環境改善

(1) 環境改善の目的

工事現場の環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、女性や若手の活躍支援の取組等を進め、公共事業の

円滑な執行に資することを目的とする。

(2) 地域との連携

受注者は、現場条件や経常的な維持工事等で環境改善の必要性のない場合を除き、工事現場の環境改善の方針を当局と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。

(3) 実施写真の提出

受注者は、工事現場の環境改善の具体的な実施内容及び実施期間について施工計画書に含めて提出し、工事完了時には工事記録写真撮影要綱に基づき実施写真を監督員に提出すること。

(4) 実施内容

工事現場の環境改善の具体的な実施内容は、表1.4に挙げるもののうち、原則として計上費目ごとに最低一つと併せて、合計五つとする。

なお、選択に当たっては、現場状況に応じて適切な組合せを行うこと。

表 1.4 工事現場の環境改善対策

計上費目	実施内容
仮設備関係	環境負荷の低減 用水、電力等の供給設備の設置 緑化・花壇の設置 ライトアップ施設の設置 見学通路及び椅子の設置 昇降設備の充実
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） 労務者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 現場休息所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実
安全関係	工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 盗難防止対策（警報機等）の実施 避暑（熱中症予防）、防寒対策
地域連携	完成予想図の掲示 工法説明図の掲示 工事工程表の掲示 デザイン工事看板（各種事業のPR看板）の設置 見学会等の開催（イベント等の開催含む。） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオの作成 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 社会貢献

1.1.25 ICT等の活用

受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICT等を活用することができる。

1.1.26 前払金等の請求

受注者は、前払金、中間前払金及び部分払いの請求に先立ち、これらの請求意思について監督員に連絡すること。

1.2.3 工程表の提出

受注者は、契約書第3条（工程表）に規定する工程表を作成し、監督員に提出すること。

1.2.4 施工計画書

（1）一般事項

受注者は、工事着手に先立ち、契約図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、附則 - 4 の「施工計画書記載要領」により施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

また、受注者は、施工計画書を遵守し、施工に当たらなければならない。

なお、配水小管工事、補修工事等の軽易な工事で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができる。ただし、附則 - 4 の「施工計画書記載要領」の「1 工事概要」及び「7 建設副産物の処理（リサイクル計画）」の各項目と、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制、労務計画、下請負計画及び材料計画に関する書類は省略することができない。

（2）施工環境の考慮

受注者は、施工計画を立てるに当たっては、公害を防止し、工事の安全かつ円滑な施工を確保するため、施工現場の地質状況、地上・地下工作物の位置とその規模、交通状況、家屋の密集度等施工環境を考慮すること。

（3）施工計画書の提出

受注者は、施工計画書を一括して提出すること。ただし、やむを得ない場合は、これを分割して提出することができる。

なお、分割して提出する場合においても、工事概要、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制及び当面実施する工事の内容は、原則として、初回提出分の施工計画書に記載すること。

（4）変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に、変更に関連する事項について変更施工計画書を監督員に提出すること。

（5）詳細施工計画書

受注者は、監督員が指示した事項については、更に詳細な施工計画書を提出すること。

1.2.5 現場事務所、 材料置場等

受注者は、現場事務所、材料置場、機械据付け場所、使用水域等を含む現場管理区域については、あらかじめ監督員と協議の上、関係機関への手続、

京都水道局工事施行適正化推進要綱（東京都水道局）によるものとする。

（３）資格者証等の携帯と提示

監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にとっては、監理技術者講習終了履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示すること。

なお、監理技術者補佐とは、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者をいう。

1.3.4 主要現場従事者

受注者は、標準仕様書及び特記仕様書において、1.3.3の他に技術者の選任や配置が必要な場合は、主要現場従事者等届に記載し、監督員に提出すること。

1.3.5 技能士

受注者は、施工に当たって、「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）による技能士の作業指導の下で行うよう努めること。

1.3.6 工事の下請負

（１）一般事項

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第14条及び「建設業法」第22条の規定に違反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

（２）工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。

ア 受注者が、工事の施行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

イ 下請負者が、東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。

ウ 下請負者が、当該下請負工事の施行能力を有すること。

1.3.7 施工体制台帳等の作成、提

受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づ

き、次のアからオまでに従うこと。

ア 「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契

出等

約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

イ 施工体制台帳及び施工体系図には、建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項及び一次下請負人となる警備会社を記載しなければならない。

ウ 施工体制台帳に添付する作業員名簿について、建設業法第2条第1項で規定されている29業種以外は、必ずしも提出する必要はない。

エ 発注者又は監督員が施工体制台帳又は施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。

オ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。ただし、作業員名簿のみの変更が生じた場合は、施工体系図等、その他様式の変更に併せて提出することとし、その他様式に変更が生じない場合は、工事完成時に提出すること。

1.3.8 工事実績情報の登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)を用いて作成した、受注・変更・完了・訂正時の工事実績情報を、コリンズから監督員に電子メールで送付される「登録のための確認のお願い」に対する監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後(着手指定の場合は着手後)、休日を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から休日を除き10日以内に、完了時は工事完了後、休日を除き10日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録すること。

コリンズ登録時に(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が、コリンズ登録時に監督員にメール送信されるため、受注者は、登録完了後、登録完了した旨を監督員に連絡すること。

なお、登録内容がオンラインで確認できない場合は、書面で提出する。

変更時と完了時の間が10日間(「休日」を除く。)に満たない場合は、変更時の変更申請を省略できるものとする。

また、受注者は、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、コリンズに登録しなければならない。

1.3.9 施工時期及び施工時間の変更

(1) 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議すること。

(2) 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の

1.3.10 建設副産物対策

休日又は夜間に作業を行うときは、あらかじめ監督員と打合せを行い、事前に施工年月日、施工箇所、理由及び工事内容を記載した週間工程表を監督員に提出すること。

なお、浄水場等の当局施設内で行う作業の場合は、打合せ内容を記載した電子メール等による連絡としてよい。

(1) 一般事項

受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物、建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令を遵守するとともに、次の要綱、指針等に基づき、発生抑制、再利用、適正処理の確保等に努めること。

ア 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付国土交通事務次官通達)

イ 建設廃棄物処理指針(平成22年度版)

ウ 東京都建設リサイクルガイドライン(以下「ガイドライン」という。)

エ 東京都建設泥土リサイクル指針(以下「泥土指針」という。)

なお、受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

(2) 特定建設資材に係る分別解体

受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の対象工事である場合には、同法の規定に従い、適正に特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート等)に係る分別解体等を行うこと。

また、発生した特定建設資材廃棄物については、設計図書の定めるところにより、適正に再資源化等を行うこと。

なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化等の記録の保存等の手続きを発注者の定める様式により適正に行うこと。

(3) 再生資源利用(促進)計画書、実施書等の提出

受注者は、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化及び適正処理に係る計画並びに当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書に含めて監督員に提出すること。

なお、主な関係書類の取扱い等については、次の事項によらなければならない。

ア 土砂・碎石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は

「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出すること。建設副産物を工事現場から搬出する場合は「再生資源利用促進計画書」を作成すること。なお、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促進計画書の作成に先立ち「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」(以下「確認結果票」という。)を作成すること。建設副産物の処理の完了後速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資

源利用促進実施書」を監督員に提出すること。

イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を作成し、当該区市町村の「建設発生土搬出のお知らせ」受理窓口へ提出し、搬出後速やかにその写しを施工計画書に添付して監督員に提出すること。

ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。

(4) 再生資材等の利用

受注者は、建設副産物の再使用、再生利用や建設発生土・再生砕石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めにより適正に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議すること。

(5) 建設泥土等

受注者は、建設泥土等の処理を行う場合は、設計図書の定めるところにより適正に行うこと。

また、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めること。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議すること。

(6) 伐採材及び伐根材等

受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めるところにより、再資源化及び適正処理に努めること。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議すること。

(7) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、発注者との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等責任をもって行うこと。

(8) マニフェスト等

受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理すること。

なお、処理を委託する場合には、次の事項によらなければならない。

ア 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を適切に履行するよう指導監督すること。

イ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）（以下「マニフェスト」という。）等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成すること。

ウ マニフェスト及び集計表を監督員に提示（集計表は提出。）するとと

もに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示するこ

と。

(9) 建設廃棄物の運搬

受注者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)の規定に従い、運搬車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることの表示をし、かつ、その運搬車に書面を備えること。

(10) 汚染土壌等

受注者は、汚染土壌が発生した場合は、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適正処理について、監督員と協議すること。

また、その他の有害物質等が発生した場合についても、関係法令等に基づく適正処理について、監督員と協議すること。

(11) 実態調査等の協力

受注者は、当該工事が建設副産物に係る実態調査等の対象となった場合には、1.1.6(調査・試験に対する協力)(4)及びガイドラインに従い、対応すること。

(12) 建設副産物情報交換システムへの登録

受注者は、設計図書の定めにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムを活用して、「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行うこと。

1.3.11 過積載の防止

(1) 一般事項

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等(以下「土砂等」という。)の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に提出すること。

(2) 法令遵守

受注者は、土砂等の運搬に当たっては、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従い、次の事項によらなければならない。

ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないように

すること。

ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。

(3) 過積載の防止及び交通安全の確保

受注者は、土砂等の運搬に当たりダンプトラック等を使用するときは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めること。

(4) 公正な取引の確保

受注者は、土砂等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。

1.3.12 工事中機械器具等

(1) 一般事項

受注者は、工事中の機械器具、仮設物等の使用に当たっては、各工事に適したものを使用すること。

(2) 改善指示への措置

受注者は、監督員が工事中の機械器具、仮設物等が不相当であると判断し、改善を指示した場合は、取替え等の措置を講じること。

(3) 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、仕様について設計図書に建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用すること。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

1.3.13 契約解除権の行使に伴う措置

受注者は、契約書第45条（受注者の催告による解除権）及び第45条の2（受注者の催告によらない解除権）第1項の規定により、工事請負契約を解除する場合は、保安対策、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相当期間をおいてから行うこと。

1.3.14 支障物件の取扱い

(1) 監督員への報告と指示

受注者は、施工中において、地上・地下工作物の移設、防護、切回し等を必要とする場合又は当該施設の管理者から直接指示があった場合は、速やかに監督員にその内容を報告し、指示を受けること。

(2) 支障物件の工事への立ち会い

受注者は、支障物件の移設、防護、切回し等の工事を他の事業者に施

行させる場合は、これに立ち会い、協力すること。

(3) 施工中の防護と原形復旧

受注者は、施工中は他の構造物及び施設に損傷を与えないよう防護等の措置を施し、工事完了後は原形に復旧すること。ただし、原形復旧が困難な場合は、監督員と協議すること。

(4) 杭^{くい}の設置換え、移設及び復元

受注者は、施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭^{くい}又は障害となる杭^{くい}の設置換え、移設及び復元は、事前に監督員及び関係者の了解を得るとともに、オフセット測量、写真撮影等を行い、監督員及び関係者に現状の確認を求めること。

なお、復元する際は、監督員、関係者立ち会いの下に行う。

1.3.15 家屋等の調査

受注者は、家屋等調査に当たっては、当局の定める「委託標準仕様書」に準拠して行うこと。

1.3.16 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にすること。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去すること。

1.3.17 工事記録写真等

(1) 一般事項

受注者は、附則 - 1 「工事記録写真撮影要綱」に基づき工事記録写真を撮影し、監督員に提出すること。

また、受注者は、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の黒板情報電子化により工事記録写真帳等を作成できるものとする。

なお、この場合において、受注者は写真帳等の信憑性の確認結果を監督員に提出しなければならない。

(2) 工事記録写真等の不備

受注者は、工事記録写真等の不備により施工状況が確認できない場合は、監督員の指示により再掘削、破壊、分解等を行い、施工状況の確認を受けること。

働省令第36号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。

(8) 定期安全教育・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上
の時間を割り当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全
に関する教育・訓練等を実施すること。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施するこ
ともできる。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 当該工事内容等の周知徹底

ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

エ 当該工事における災害対策訓練

オ 当該工事現場で予想される事故対策

カ その他、安全教育・訓練等として必要な事項

(9) 安全教育・訓練等の計画

受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画
を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出すること。

(10) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、工
事報告等に記録した資料を整理・保管し、監督員の請求があった場合
は、直ちに提示すること。

(11) 支障行為等の防止

受注者は、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支
障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしないこと。

(12) 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場及びその付近における事故防止のため一般の立入
りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設ける
こと。

(13) 安全巡回

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監
視又は連絡を行い、安全を確保すること。

(14) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働
基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全
を確保すること。

(15) 工事関係者の連絡調整

受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある
場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、

非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

(16) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。

(17) 災害発生時の応急措置

受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させた上で、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知すること。

(18) 地下埋設物件等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告すること。

(19) 不明の地下埋設物件等の処置

受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置のため占有者全体に立会いを求め、管理者を明確にすること。

(20) 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、その損害を補修すること。

(21) 緊急連絡体制の整備

受注者は、工事中は、万一の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資器材調達等必要な体制を整備しておくこと。

(22) 安全管理

受注者は、受注者の責任において工事の履行に必要な安全管理を行うこと。

1.4.2 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもって不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議すること。

1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置

受注者は、次の事項により地震警戒宣言の発令等に伴う対応策を講じること。

ア 受注者は、工事着手に先立ち「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を

1.4.4 爆発及び火災
の防止

施工計画書に記載し、監督員に提出すること。

イ 受注者は、警戒宣言が発令等の際、直ちに工事を中止し、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」に従い、必要な措置を講じること。

(1) 一般事項

受注者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合の保管及び取扱いについて、「消防法」(昭和23年法律第186号)、「危険物の規制に関する政令」(昭和34年政令第306号)等を遵守し、安全対策を講じること。

(2) 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、次の事項によること。

ア 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」(昭和25年法律第149号)等関係法令を遵守すること。

また、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じること。

なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督員に提示すること。

イ 受注者は、火薬類を使用して施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出すること。

ウ 受注者は、現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保すること。

(3) 火気の使用

受注者は、火気の使用については、次の事項によること。

ア 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載すること。

イ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。

ウ 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止すること。

エ 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野外焼却しないこと。

は、必要な強度の手すり、囲い、覆い等を設置すること。

また、墜落・転落のおそれのある作業については、必要に応じて防護網の設置、墜落制止用器具の着用等を行うとともに、作業員に対して、事前に安全教育を実施するなどの墜落・転落防止措置を講じること。

(7) 酸素欠乏症等の防止措置

受注者は、施工中は可燃性ガス、有毒ガス（以下「有害ガス」という。）、酸素欠乏空気等の発生に備え、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏作業主任者を置く等、事故の未然防止に万全の対策を講じること。

なお、酸素欠乏危険作業主任者を配置する場合は、主要現場従事者等届に記載し、修了証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。

また、施工中に異常を発見した場合は、直ちに施工を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告すること。

1.4.8 事故時の措置

受注者は、施工中に事故が発生した場合、直ちに施工を中止して応急措置を講じること。

また、当該事故の被害拡大や人身災害の発生が予測される場合、一般住民等への広報及び避難、作業員の避難等の措置を講じるとともに緊急連絡通報図に基づき、関係機関に連絡しその指示に従い、被害拡大の防止に努めること。

なお、これらの措置後、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた事故発生報告書を遅滞なく監督員に提出すること。

1.4.9 現場の整理、 整とん

受注者は、現場付近居住者の迷惑及び交通保安並びに当局事業の障害とならないように、資機材、発生土等を整理し、又は現場外に搬出し、工事現場内（資材置場等を含む。）を工事完了まで常に整理、整とん及び清掃しておくこと。

第5節 監督員による確認及び立会い等

1.5.1 監督員による 確認及び立会 い等

(1) 監督員の立会い

監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか否かの確認をするために、必要に応じて、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力すること。

(2) 確認、立会いの準備等

受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整理をすること。

(5) 修補の指示

受注者は、検査員の指示による修補については、1.6.2(工事完了検査)の(5)の規定に従うこと。

(6) 適用規定

受注者は、当該検査については、1.5.1(監督員による確認、立会い等)の(2)の規定を準用すること。

1.6.5 完成図書等の提出

受注者は、次の完成図書等を工事完了届に添えて監督員に提出すること。

なお、電子納品については、附則 9 によること。

ア 附則 - 1「工事記録写真撮影要綱」に基づき作成した写真帳等

イ 記載例集「計画書等作成要領」の「工事完成図」に基づき作成した工事完成図

ウ この仕様書に定める一連の報告書類等

エ 監督員が指示した工事報告書

参考 関係法令等

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 建設業法 | (昭和24年法律第100号) |
| (2) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和31年法律第120号) |
| (3) 労働基準法 | (昭和22年法律第49号) |
| (4) 労働安全衛生法 | (昭和47年法律第57号) |
| (5) 作業環境測定法 | (昭和50年法律第28号) |
| (6) じん肺法 | (昭和35年法律第30号) |
| (7) 雇用保険法 | (昭和49年法律第116号) |
| (8) 労働者災害補償保険法 | (昭和22年法律第50号) |
| (9) 職業安定法 | (昭和22年法律第141号) |
| (10) 健康保険法 | (大正11年法律第70号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和34年法律第160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第33号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成3年法律第94号) |
| (14) 道路法 | (昭和27年法律第180号) |
| (15) 道路交通法 | (昭和35年法律第105号) |
| (16) 道路運送法 | (昭和26年法律第183号) |
| (17) 道路運送車両法 | (昭和26年法律第185号) |
| (18) 砂防法 | (明治30年法律第29号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (昭和33年法律第30号) |
| (20) 河川法 | (昭和39年法律第167号) |
| (21) 海岸法 | (昭和31年法律第101号) |

(22) 港湾法

(昭和25年法律第218号)

第 2 章 材 料

第 1 節 支 給 材 料

2.1.1 一般事項

(1) 一般事項

受注者は、工事に先立ち、配管材料を管理する配管材料管理責任者と支給材料の取扱いをする支給材料取扱責任者とを定め、主要現場従事者等届に記載し、監督員に提出すること。ただし、監督員の承諾を得た場合は配管材料管理責任者が支給材料取扱責任者を兼ねることができるものとする。

(2) 配管材料管理責任者

ア 配管材料管理責任者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生品の管理等を責任を持って行うこと。

イ 配管材料管理責任者は、支給材料の請求及び返納に関して監督員の承諾を得ること。

(3) 支給材料取扱責任者

ア 支給材料取扱責任者は、支給材料の受領、返納、運搬等を責任を持って行うこと。受注者は、支給材料取扱責任者以外の者（以下「支給材料取扱者」という。）に、支給材料の受領、返納、運搬等を行わせても差し支えないが、その場合には、支給材料取扱責任者が、責任を持って、支給材料都取扱者を管理・監督すること。

イ 受注者は、支給材料の品名、形状等を熟知している者を支給材料取扱責任者に定めること。

ウ 支給材料取扱責任者は、現場代理人、監理技術者等を兼ねることができない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、工事に支障のない範囲で現場代理人、監理技術者等が支給材料取扱責任者を兼ねることができるものとする。

エ 支給材料取扱責任者及び支給材料取扱者（以下「支給材料取扱責任者等」という。）は、支給材料の受領、返納等で当局倉庫に出入りするとき、係員の従うこと。

2.1.2 支給材料の受領及び保管

(1) 支給材料の受領

支給材料取扱責任者等は、支給材料の受領に当たって、監督員から交付

された貯蔵品請求票兼受領票を、指定された当局倉庫の係員に提出し、指示に従うこと。

なお、支給材料の受領時は、本人であることを証明できるものを携帯すること。

(2) 支給材料の確認及び点検

支給材料取扱責任者等は、支給材料の受領の際、形状及び寸法を確認するとともに、変形、損傷等についても点検すること。

(3) 支給材料の運搬及び保管

支給材料取扱責任者等は、「道路交通法」、「車両制限令」(昭和36年政令第265号)等を遵守して、支給材料を運搬すること。

また、受注者は、紛失、汚損のおそれのない保管場所を選定し、保管場所を監督員に報告すること。

(4) 支給材料の品名及び数量の確認

支給材料取扱責任者等は、支給材料の受領の際、品名及び数量を確認の上、貯蔵品請求票兼受領票を当局倉庫の係員に提出し、その控えを監督員に提出すること。

(5) 支給材料の管理

受注者は、支給材料の管理に当たって、記載例集に示す支給材料整理簿(支給材料整理表及び支給材料切管整理表)を備えて、支給材料を受領し、使用の都度記入して、管理すること。

また、監督員の指示により、支給材料整理簿を提出すること。

2.1.3 支給材料の使用

(1) 支給材料の使用承諾

受注者は、支給材料の使用に当たって、有効使用に努め、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

(2) 支給材料の点検

受注者は、支給材料の使用に先立ち、支給材料を点検すること。

また、支給材料に損傷等支障を発見したときは、監督員に報告し、指示を受けること。

2.1.4 支給材料の返納

(1) 支給材料返納書

受注者は、支給材料整理簿で整理し未使用品が生じた場合は、支給材料返納書を監督員に提出し、その取扱いについて指示を受けること。

(2) 支給材料の返納

受注者は、支給材料を清掃してから返納すること。

なお、現品に損傷等がある場合には、監督員に報告し、その取扱いに

ついて指示を受けること。

(3) 貯蔵品返還票兼受領票

支給材料取扱責任者等は、監督員から交付された貯蔵品返還票兼受領票を指定された当局倉庫の係員に提出し、その指示に従い、支給材料を返納すること。

なお、返納後その控えを監督員に提出すること。

第 2 節 受注者持材料

2.2.1 一般事項

(1) 一般事項

受注者持材料には、配管材料とその他の材料とがある。

(2) 規定に適合した材料の使用

受注者は、設計図書に示されたものを除き、日本産業規格（以下「JIS」という。）日本農林規格（以下「JAS」という。）日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）土木材料仕様書（東京都建設局）（以下「土木材料仕様書」という。）等の規定に適合した材料を使用すること。

(3) 品質を証明する図書の提出

受注者は、受注者持材料の品質を証明する図書を監督員に提出すること。ただし、省略する場合は、監督員の承諾を得ること。

(4) 工事材料の品質記録

受注者は、使用した工事材料の品質記録について、遅滞なく作成し、監督員に提出すること。

(5) 環境への配慮

受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、設計図書に定めのある場合を除き、環境負荷を低減できる材料の使用を積極的に推進するものとする。

ア 一般事項

受注者は、原則として設計図書で指定する特別品目等を使用するものとする。

イ 特別品目等の検討

受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。

なお、特別品目等が使用可能かは、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。

(6) 受注者持配管材料の取扱い

受注者は、工事に先立ち、受注者持配管材料の取扱いをする配管材料管理責任者を定め、監督員に提出すること。

なお、受注者持材料の他に、支給材料を使用する場合は、2.1.1(一般事項)の(1)の規定によること。

(7) 配管材料管理責任者

配管材料管理責任者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生の管理等を責任をもって行うこと。

(8) 配管材料の管理

受注者は、配管材料の管理に当たって、配管材料の受入れ及び使用の都度を適切に管理すること。

(9) 配管材料に関する提出図書

受注者は配管材料の確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。

ア 受注者持材料搬入内訳調書

イ 受注者持配管材料検査チェック表

ウ 納品書(ロット番号等を記入する。)

2.2.2 配管材料の調達及び仕様

(1) 配管計画及び購入計画

受注者は、工事の進捗よくに合わせて水道用配管材料に過不足又は余剰材(未使用管)が生じないように、綿密な配管計画及び購入計画を立てること。

余剰材が発生した場合は、受注者の責任において処理すること。

(2) 水道用配管材料の仕様

水道用配管材料の仕様は、東京都水道用配管材料仕様書(以下「配管材料仕様書」という。)による。ただし、これによらない材料は、製作仕様等について監督員の承諾を得ること。

2.2.3 材料の検査

(1) 受注者持材料の検査

受注者は、2.2.1(一般事項)の(2)に準拠し、工事に使用する受注者持材料の検査を行い、また、当局の材料検査を受け、合格したものを使用すること。

なお、不合格品は、直ちに工事現場外に搬出すること。

させ、施工管理を行うこと。

(3) 周辺への影響防止

ア 受注者は、周辺地盤や支持層を乱さないように、地質を確認しながら掘削を行うこと。

イ 受注者は、仮設アンカーの削孔施工に当たり、地下埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように行うこと。

(4) 支持地盤の確認

受注者は、支持層の地質と設計図書に示す地質とを、監督員の立会いのもとで照合すること。ただし、掘削土砂、写真等の資料で確認が可能で、監督員の承諾を得た場合は、監督員の立会いを省略することができる。

(5) 掘削土及び排泥液の処分

受注者は、掘削土及び排泥液の処分に当たっては、1.3.10(建設副産物対策)の定めに従うこと。

(6) 切梁・腹起しの取付け

受注者は切梁・^{ぼり}腹起しの取付けに当たっては、各部材が一様に働くように締め付けを行うこと。

(7) コンクリート工の施工

受注者は、コンクリート工の施工に当たっては、「第3章第4節コンクリート工事」に準拠するほか、次のとおりとする。

ア 受注者は、トレミー管を用いたプランジャー方式によりコンクリートを打ち込むものとし、打設量及び打設高を正確に計測しながら、練り混ぜ後、連続して打ち込むこと。

また、トレミー管以外のものを用いる場合は、監督員の承諾を得ること。

イ 受注者は、コンクリート内にスライムや安定液が混入しないように打込み開始時を除いて、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入してコンクリートを打ち込むこと。

(8) 施工管理記録の提出

受注者は、壁厚、掘削深度、垂直精度、スライム処理、安定液、鉄筋かご(継手含む)、コンクリートの配合、打設量等の施工管理に関する記録を各施工区分ごとに作成し、監督員に提出すること。

3.1.8 地中連続壁
(壁式)

(1) ガイドウォールの設置

受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定

ら外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設備、その対策について監督員と設計図書に関して協議すること。

(2) 砂じん被害防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂じんの被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水又は路面清掃について、監督員と設計図書に関して協議すること。

第2節 土 工 事

3.2.1 一般事項

(1) 適用範囲

本節は、各工事に共通的に使用する工種として試験掘、掘削、埋め戻し、盛土その他これらに類する工種について適用する。

(2) 適用規定

特に定めのない事項については、第2章(材料)による。

(3) 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類及びその他の関係基準類によること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議すること。

道路土工要綱	(日本道路協会)
道路土工 軟弱地盤対策工指針	(日本道路協会)
道路土工 切土工・斜面安定工指針	(日本道路協会)
道路土工 盛土工指針	(日本道路協会)
道路土工 カルバート工指針	(日本道路協会)
道路土工 擁壁工指針	(日本道路協会)
道路土工 仮設構造物工指針	(日本道路協会)
河川土工マニュアル	(国土開発技術研究センター)
道路土工構造物技術基準	(国土交通省通達)
道路土工構造物技術基準・同解説	(日本道路協会)

(4) 建設発生土の処理

受注者は、建設発生土については、1.3.10(建設副産物対策)により適切に処理すること。

(5) 残土運搬時の注意

受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合に

いこと。

また、杭の断面特性を考慮し、大きなたわみ及び変形が生じないようにすること。

(16) H鋼杭・鋼管杭及び鋼管矢板の現場継手

受注者は、既製杭工におけるH鋼杭及び鋼管杭の現場継手並びに鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接については、次の事項によること。

ア 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合は、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、イからサまでによること。

イ 受注者は、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）に準拠して杭の継手等の現場溶接を行うこと。これ以外の溶接を行う場合は、監督員の承諾を得ること。

ウ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。

エ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接に従事する溶接工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。

また、溶接工は資格証明書を常時携帯し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じること。

オ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接には、直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側には、電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節を可能とすること。

カ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露地で鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能ないように遮へいした場合等は、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。

また、気温が5 以下の時は、溶接を行ってはならない。ただし、気温が - 10 ~ + 5 の場合で、溶接部から100mm以内の部分が全て + 36

以上に予熱した場合は、施工できるものとする。

キ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ご

については60%以下とすることを標準とすること。ただし、以下で使用するコンクリート（設計基準強度 18N / mm²）は、この限りではない。

- ア 管防護
- イ 立坑・弁室等の内部の無筋コンクリート
- ウ 均し^{なら}コンクリート
- エ 基礎コンクリート
- オ その他（上記ア～エに類するもの）

（４）現場配合

受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5 mmふるいに留まる細骨材の量、5 mmふるいを通る粗骨材の量、混和剤の希釈水量等を考慮すること。

（５）材料変更等

受注者は、使用する材料の変更又は示方配合の修正が必要と認められた場合には、（２）に従って示方配合表を作成して事前に監督員に提出し、承諾を得ること。

（６）セメント混和材料

受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料をその使用前に監督員に提出し承諾を得ること。

3.4.3 レディーミク
ストコンクリ
ート

（１）一般事項

本項は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。

なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。

（２）工場の選定

ア 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次によること。

(ア) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、「JISマーク表示の認証を受けた製品（以下「JISマーク認証品」という。）を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いること。これによらない場合は、(イ)及び(ウ)によること。

(イ) 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場が工事現場近くにない場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得ること。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。

イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。

ウ 受注者は、JISマーク認証品以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書、3.4.2 (配合)及び3.4.5 (現場練りコンクリート)(4)の規定によるとともに臨場し、製造会社の材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得ること。

エ 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)により実施すること。

なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場すること。

また、現場練りコンクリートについても、これに準ずること。

(3) 配合

3.4.2 (配合)の規定によるものとする。

3.4.4 再生骨材コンクリート

(1) 一般事項

本項は、再生骨材M、Lを用いたコンクリート(以下「再生骨材コンクリート」という。)の製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート(以下「再生骨材コンクリートM」という。))及びJIS A 5023 (再生骨材Lを用いたコンクリート(以下「再生骨材コンクリートL」という。))を適用する。

また、再生骨材Hを用いる場合は、3.4.3 (レディミクストコンクリー

また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

(ア) 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。

(イ) 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針の信頼度種を基本とするが、設計時に種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

イ 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級について、監督員の承諾を得た上で適用すること。

3.4.13 鉄筋ガス圧接

(1) 一般事項

圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者としてすること。

また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素又はアセチレン炎により圧接する技量を有する技術者としてすること。

なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を、熱間押抜き法とする場合は、施工方法について監督員の承諾を得ること。

(2) 書類の提出

受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。

(3) ガス圧接箇所の変更協議

受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議すること。

(4) 圧接面の前処理

受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断すること。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物

	<p>(6) 水ガラスの品質証明書</p> <p>受注者は、水ガラスの品質について、JIS K 1408 (けい酸ナトリウム) に規定する項目に対するメーカーの証明書を工事着手前及び使用月ごとに監督員に提出すること。</p>
	<p>(7) 注入材の保管</p> <p>受注者は、注入材の保管に当たって、「毒物及び劇物取締法」等を遵守し、注入材の流出、盗難等の事態が生じないようにすること。</p>
<p>3.7.2 施工会社の選定</p>	<p>受注者は、注入工事を専門会社に請け負わせる場合は、「建設業法」第3条の許可を有し、かつ、豊富な施工実績と熟達した技術者を有する会社を選定すること。</p>
<p>3.7.3 注入責任技術者</p>	<p>(1) 資格要件</p> <p>注入責任技術者は、「建設業法」第26条の2に規定する技術者と同等の資格を有する者で、かつ、注入工事に熟達した者とする。</p> <p>また、受注者は、注入責任技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 実施業務</p> <p>注入責任技術者は、注入工事の施行中、現場に常駐して適正な施工管理に当たること。</p>
<p>3.7.4 注入工事管理連絡会</p>	<p>受注者は、注入工事の安全性を確認するために、注入工事管理連絡会を設けること。</p> <p>なお、連絡会は、監督員、現場代理人、主任技術者及び注入責任技術者をもって構成すること。</p>
<p>3.7.5 事前調査</p>	<p>受注者は、注入工事に先立ち、適切な注入を行うため、次の調査を行い、その結果を監督員に提出すること。</p> <p>ア 土質調査</p> <p>土質調査は、表3.7 注入工事前土質調査項目一覧の項目について、次のように実施するものとする。ただし、別途に同様な調査を実施した場合には、これを利用することができるが、不足又は不十分な部分は、受注者が補って調査すること。</p> <p>(ア) 調査頻度は、設計図書に特に示す場合を除き、施工面積100㎡につき1か所以上、各箇所間の距離は100mを超えない範囲とすること。</p> <p>(イ) 河川の付近、旧河床等、局部的に土質の変化が予測される箇所につ</p>

(3) 草木類等の防護措置

受注者は、注入箇所に近接して草木類及び農作物がある場合は、注入によりこれらに悪影響を与えないよう措置を講じること。

(4) 埋設物への悪影響防止

受注者は、地下埋設物に近接して注入する場合は、埋設物に悪影響を与えたり、埋設物に沿って注入材が流出したりしないよう措置を講じること。

(5) 注入作業の監視

受注者は、注入作業を連続的に施工するとともに、注入圧、注入量及び注入時間を注入工事施工計画書の設定値を参考に常時監視し、注入材が溢出しないように努めること。

また、周辺の地盤、公共用水域等の変化を常時監視し、異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、その原因を調査して適切な対策を講じること。

(6) 注入作業の施工管理

受注者は、注入作業中は、管理図を用い、流量計、流量積算計、圧力計等を使用して施工管理を行い、その記録を監督員に提出すること。

なお、管理図は、監督員の検印のあるものを用い、これに注入責任技術者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、切断せずに1ロール使用ごとに監督員に提出すること。ただし、やむを得ず切断する場合は、監督員の検印を受けること。

(7) 注入終了時の確認

受注者は、各孔の注入終了に当たっては、管理図によって注入圧、注入量及び注入時間を確認すること。

(8) 水ガラスの日使用量等の管理

受注者は、注入量500k 以上の工事においては、プラントのタンクからミキサーまでの間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理すること。

(9) 注入日報の提出

受注者は、注入作業の状況について、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」中の注入日報を毎日作成し、監督員に提出すること。

(10) 注入効果の提出

受注者は、注入後、設計図書に基づき注入効果を確認し、監督員に報告すること。

提出すること。

表 3.8 水質基準

薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	
水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格JIS K 0102に定める方法	pH値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下）であること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/ 以下（工事直前の測定値が3 mg/ を超えるときは、当該測定値以下）であること。

3.7.10 排水・発生土及び残材の処理

(1) 排水の水質基準

受注者は、注入機器の洗浄水及び注入箇所からの湧水を公共用水域へ排水する場合の水質を表3.9の排水基準に適合させること。

(2) 排水の水質検査

受注者は、排水の水質検査を、排水の都度（連続して行う場合は1日1回）行い、その結果を監督員に提出すること。

(3) 発生泥土の処分

受注者は、(1)の排水に伴い発生した泥土の処分は、1.3.10（建設副産物対策）によること。

(4) 掘削発生土の処分

受注者は、注入した地盤の掘削発生土の処分に当たっては、地下水、公共用水域等を汚染させることのないよう措置を講じること。

(5) 使用材料の点検

受注者は、注入工事に使用する材料を毎日点検し、空き容器及び使い残した注入材を必ずメーカーに返却すること。

表 3.9 排水基準

薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	
水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格JIS K 0102に定める方法	排水基準に定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	同上

3.7.11 注入工事報告書

受注者は、注入工事完了後、工事の実施状況等について、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」に基づき、注入工事報告書を作成し、監督員に提出すること。

第8節 噴射かくはん^{くい}杭工事

3.8.1 一般事項

(1) 材料搬入時の処理

受注者は、硬化材料を現場へ搬入した場合は、搬入状況の写真を撮影して保管場所を明確にすること。

また、納入伝票を材料搬入の都度監督員に提出して材料の種類、数量等の確認を受けること。

(2) 硬化材料の保管

受注者は、硬化材料を飛散、もれ、盗難、火災等が起きないように保管すること。

(3) 地下埋設物の確認

受注者は、噴射かくはん^{くい}杭工事の施行に当たって、あらかじめ、施工場所の地下埋設物を関係機関の資料、試験掘等により確認すること。

(4) 施工計画書の提出

受注者は、噴射かくはん^{くい}杭工事の施行に当たって、工事に先立ち、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」に準じて施工計画書を監督員に提出すること。

(5) 配合試験・一軸圧縮試験の実施

受注者は、噴射かくはん^{くい}杭工による工事着手前に、かくはん及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験とを実施するものとし、目標強度を確認し、この結果を監督員に報告すること。

3.8.2 注入責任技術者

(1) 資格要件

注入責任技術者は、「建設業法」第26条の2に規定する技術者と同等の資格を有する者で、かつ、注入工事に熟達した者とする。

また、受注者は、注入責任技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。

(2) 実施業務

注入責任技術者は、注入工事の施行中、現場に常駐して適正な施工管理に当たること。

- 3.8.3 杭^{くい}築造作業
- (1) 削孔位置の決定
受注者は、削孔位置を設計図書及び施工計画書に基づき正確に決めること。
 - (2) 築造作業の施工管理
受注者は、杭^{くい}の築造に当たって、築造機械の回転速度、圧力、流量、エアー圧、エアー量等を調整し、築造中のスライム排出状況を確認しながら施工すること。
 - (3) 築造深度の確認
受注者は、杭^{くい}築造後、残尺のチェック等により、築造深度を確認すること。
- 3.8.4 排泥処理
- 受注者は、排泥を処理する場合は、施工計画書で計画した処置を、1.3.10（建設副産物対策）に基づき行うこと。
- 3.8.5 工事報告書
- 受注者は、注入工事の完了後、工事の実施状況等について、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」に準じて工事報告書を作成し、監督員に提出すること。

イ 受注者は、ゴム輪、ボルト・ナット、押輪、ライナ等接合部品を、直接地面に置かないこと。

また、ボルト及びナットは、ガソリン、シンナー等で洗浄しないこと。

4.1.3 配水管工

(1) 配水管工の要件

配水管工は、主に管の芯出し・据付け・接合等を行うものとし、2年以上の経験を有し、かつ、(公社)日本水道協会が行う当該配水管工講習会受講修了者又はそれと同等以上の技術を有する者とする。

なお、(公社)日本水道協会が行う当該配水管工講習会受講修了者とは、配水小管工事に従事する場合は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会の受講を修了して(公社)日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者をいい、配水本管工事に従事する場合は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会及び大口径管講習会の受講を修了して(公社)日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者をいう。

(2) 腕章等の着用

配水管工は、監督員等が常に確認しやすいように当局が指定する写真入りの腕章等を着用すること(腕章については、記載例集「計画書等作成要領」の「配水管工の腕章」を参照)。

(3) 書類の提出

受注者はあらかじめ当該工事に従事する配水管工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。

4.1.4 管の据付け

(1) 管体の確認

受注者は、管を据え付ける前に、管体の内外面に亀裂その他の欠陥がないことを確認すること。

(2) 土留用切梁の一時取り外し

受注者は、管の吊下ろしに当たって土留用切梁を一時取り外す場合は、必ず土留の補強を施し、安全を確認の上、施工すること。

(3) 布設の向き

受注者は、管の受口を高所に向けて低所から高所に向かって布設すること。ただし、施工上やむを得ない場合には、監督員と協議すること。

(4) 既設管連絡時の分岐

受注者は、既設管との連絡工事においては、原則として水平方向より

分岐するものとし、垂直配管は行わないこと。埋設物等の輻輳^{ふくそう}により、やむを得ず垂直配管を行う場合は、特殊押輪を使用（耐震継手部を除

(5) 適切な処分

受注者は、1.3.10(建設副産物対策)により石綿セメント管及び塩ビ管を処分すること。

また、附属鋳鉄製品については、「第2章第3節発生品」により処分すること。

(6) 石綿セメント管の撤去

受注者は、石綿セメント管の撤去に当たっては、次のことを厳守すること。

ア 石綿セメント管の撤去については「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)関係法令等を遵守し施工すること。

イ 受注者は、石綿セメント管の撤去に係る作業計画を定め、監督員に提出すること。

ウ 受注者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任すること。また、石綿作業主任者を主要現場従事者等届に記載し、修了証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。

エ 受注者は、石綿管の撤去に当たっては、粉じんを伴う切断等は避け継手部で取り外すこと。やむを得ず切断等を行う場合は、石綿セメント管に散水等をして湿潤な状態にするとともに、更に手で切断する等粉じんの出ない措置を講じること。

また、受注者は、切断等の作業、切断した管のこん包及びこれらの作業に立ち会う作業員に呼吸用保護具等を使用させること。

なお、撤去管は、プラスチック袋で二重にこん包しアスベスト廃棄物である旨を表示すること。

4.1.11 管防護

(1) 管防護の仕様

管防護の施工箇所、形状寸法、材料等については、設計図書による。ただし、設計図書により難しい場合は、施工図を提出し、監督員の承諾を得ること。

また、設計図書に示された箇所以外でも、監督員が指示した場合は、その指示により防護を行うこと。

(2) 管防護の施工

受注者は、次により管防護の施工を行うこと。

ア コンクリート防護

(ア) 受注者は、管の据付け前に砕石の基礎を施工すること。

(イ) 受注者は、管の表面をよく清掃し、設計図書に示す配筋を行い型枠を設けてコンクリートの打込みを行うこと。

(ウ) 受注者は、「第3章第3節基礎工事」、「第3章第4節コンクリート

第 2 節 ダクタイル鋳鉄管の接合

4.2.1 一般事項

(1) 配水管工による施工

受注者は、管の接合を 4.1.3 (配水管工) に規定する配水管工の責任において行わせること。

(2) 接合前の点検

受注者は、接合に先立ち、継手の付属品、必要器具・工具等を点検し確認すること。

(3) 異物の除去

受注者は、接合に当たって、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪、ゴム輪等に付着している油、砂その他の異物を完全に除去すること。

(4) 押輪、ゴム輪等の確認

受注者は、押輪、ゴム輪等の形状及び方向を確認し、接合すること。

(5) 管及びゴム輪の押込み

受注者は、受口内面、挿し口外面及びゴム輪に滑剤を塗布し、受口と挿し口の間隔を上下左右均等に保ちながら、管及びゴム輪を押し込むこと。

なお、押込みに際しては、ゴム輪を鋭利なもので叩いたり、押ししたりして損傷させないようにすること。

(6) 管の接合

受注者は、継手 (接合完了後の継手も含む。) の拔出しがないように管を接合すること。

(7) 接合状態の再確認

受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再確認するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所には防食塗料を塗布すること。

(8) 継手チェックシート

受注者は、接合作業において、記載例集の「継手チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。なお、継手チェックシートの作成に当たっては、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成、提出する書類等の様式については、記載事項に不足等なければ、記載例集に定める様式でなくても差し支えない。

(9) 切断及び溝切り加工

受注者は、切断及び溝切り加工を行う場合は、原則として、加工機械を安定的に据え付けることができ、安全かつ確実な施工が可能な場所で行うこととし、記載例集の「継手溝切チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。

(10) 接合要領書

受注者は、接合に先立ち、「接合要領書」(日本ダクティル鉄管協会)を確認すること。

4.2.10 検査

(1) モルタル充てん箇所の工事検査

受注者は、内面継手によるモルタル充てん箇所については、次により検査員の工事検査を受けること。

ア 受注者は、工事検査に当たっては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び配水管工が立ち会うこと。

イ 受注者は、工事検査に当たっては、次の資料及び写真を提出すること。

(ア) 受注者は、管の胴付間隔、ゴム輪の装着状態、ボルトの締付けトルク、継手の曲げ角度等の測定結果等を記録した継手チェックシートを提出すること。

(イ) 受注者は、呼び径1000以上については、4.1.12(水圧試験)により行った水圧試験の記録を提出すること。

(2) モルタル充てん状態の検査

受注者は、内面継手のモルタル充てん状態については、目視によるひび割れ、平滑度及びハンマリングによるモルタルの密着等の検査を受けること。

(3) 再検査

受注者は、工事検査の結果、不合格となった箇所は、手直しをして再検査を受けること。

第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装(塗装)工事

4.3.1 一般事項

(1) 施工計画書

受注者は、溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等及び塗覆装の方法、順序、使用器具等の詳細を施工計画書に記載して監督員に提出すること。

(2) 書類の提出

受注者は、溶接作業及び塗覆装作業に従事する溶接士及び塗装工を主要現場従事者等届に記載し、溶接士は4.3.3～4.3.6(1)の要件を満たす資格の資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。

(3) 保安対策

受注者は、火災、漏電等の保安対策を講じながら溶接作業を行うこと。

ること。

(ウ) 受注者は、はけ、ローラ等によって塗装をすること。

(エ) 受注者は、異物の混入、塗りむら、ピンホール、塗りもれ等がなく均一な塗膜が得られるように塗装すること。

(オ) 受注者は、塗膜の厚さを確保するために、塗り重ねを行うときは、塗料製造会社の指定する塗り重ね期間内に塗装すること。この場合、同じ塗料製造会社の同一製品を使用すること。

なお、ア(カ)の表面を粗とした部分についても、塗装を行うこと。

(カ) 受注者は、重ね塗り部分以外の工場塗装面を重ね塗り作業により塗料が付着しないように保護をすること。

エ 塗膜の保護及び硬化促進

受注者は、指触乾燥までの間、ちり、ほこり、水分等が塗膜に付着しないようにすること。特に水分は、白色変化の原因となるので付着させないようにすること。

その後の硬化過程においても、塗装を損傷しないようにすること。

オ 塗膜の厚さ

受注者は、硬化後の塗膜の厚さについて表4.29に準拠すること。

表 4.29 硬化後の塗膜の厚さ

種 別	塗膜の厚さ
呼び径 3 5 0 以下	0.3mm以上
呼び径 4 0 0 以上	0.5mm以上

カ 通水までの塗膜の乾燥期間

受注者は、通水までの塗膜の乾燥期間を、よく換気されている状態で7日以上とすること。

4.3.11 検 査

(1) 一般事項

受注者は、現場溶接及び塗装の箇所については、次により検査員又は監督員（以下「検査職員」という。）の検査を受けること。

ア 受注者は、検査に当たっては、現場代理人、監理技術者等及び溶接工事にあつては溶装士、塗覆装工事にあつては塗装工が立ち会うこと。

イ 受注者は、検査に当たっては、社内検査データ及び写真を提出すること。

ウ 受注者は、塗覆装検査に当たっては、ホリデーデテクタ、電磁微厚計、テストハンマ、表面温度計等を準備すること。

(2) 溶接部の非破壊検査

ア 外観検査

受注者は、目視により次の項目について外観検査を受けること。

(ア) 余盛りの形状

(イ) アンダーカットの深さ、長さ及びその分布状況

(ウ) 溶接部及びその付近の割れ、オーバーラップ、ピット、ビード形状、スラグ及びスパッタの付着の有無

(エ) その他

イ 放射線透過試験

(ア) 受注者は、次の方法で、放射線透過試験を行うこと。

放射線透過試験は、炭素鋼の場合、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）に、ステンレスクラッド鋼及びステンレス鋼の場合には、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）によること。

(イ) 放射線透過試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験 - 技術者の資格及び認証）に定められた放射線透過試験の非破壊試験レベル2以上の資格を有する者又はJIS Z 3861（溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準）に定められたT種試験に合格した者とする。

また、放射線透過試験技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。

(ウ) 撮影方法は、内部線源撮影方法により行うこと。

なお、小口径管等で人が入れない場合は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊検査方法）の二重壁片面撮影方法によること。

また、これ以外の方法で行う場合、受注者は、監督員の承諾を得ること。

(エ) 透過撮影は、監督員が指示した箇所で行うものとし、1口につき、呼び径900以下のときは1か所、呼び径1000以上のときは2か所とする。ただし、監督員が指示した場合は、撮影箇所を増すことがある。

(オ) 受注者は、透過写真（ネガ）を撮影完了後、撮影箇所を明示し監督員に提出すること。

(カ) 放射線透過試験の結果は、次の規定を満足すること。

a 引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上

b 圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上

ウ 超音波探傷試験

(イ) 超音波探傷試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に定められた超音波探傷試験レベル2技術者、又はレベル3技術者の資格及び認証を有する者としてすること。ただし、結果の判定以外の作業については超音波探傷試験レベル1技術者でもよい。

また、超音波探傷試験技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。

第5章 推進工事

第1節 施工一般

5.1.1 一般事項

(1) 施工計画

受注者は、あらかじめ施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を定めること。

(2) 推進管の運搬、吊下ろし

受注者は、推進管の運搬、吊下ろしは、現場の状況に適応した安全な方法により管に衝撃を与えないように行うこと。

また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等を挟み、受口や挿し口が破損しないような措置を講じること。

(3) 地盤の変状の測定

受注者は、推進路線上（地上）に測点を設け、推進前、推進中及び推進後の一定期間、定期的に地盤の変状を測定し、その記録を監督員に提出すること。

(4) 掘削土砂等の処分

受注者は、掘削土砂等の処分に当たっては、1.3.10（建設副産物対策）によること。

(5) 可燃性ガス調査

受注者は、可燃性ガス調査については、6.1.2（事前調査）(5) 可燃性ガス調査によること。

(6) 可燃性ガス対策

受注者は、可燃性ガス対策については、6.1.4（安全管理）に準拠するほか、次によること。

ア 検知、警報装置の設置（A、B及びCランク）

(ア) 受注者は、原則として坑内のガス発生を速やかに検知できる自動式の検知、警報装置を設置すること。自動警報装置は、ガス濃度に応じて複数の段階接点を有するものを設置し、各段階ごとにそれぞれ警報を発するものとする。

(イ) 受注者は、検知、警報装置に対して、毎日作業開始前に検知部の異常の有無、警報装置の作動テスト等の日常点検を行うほか、定期点検を必ず実施すること。

(ウ) 受注者は、警報器（ブザー又はサイレン付き回転灯）を、坑内の検知器と同一場所のほか、立坑上部、立坑下部（元押し部）、必要に応

第6章 シールド工事

第1節 施工一般

6.1.1 一般事項

受注者は、シールド工事の施行に当たって、設計図書によるほか、「トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説」(土木学会)に準拠すること。

また、「シールドトンネルに係る安全ガイドライン」(厚生労働省)及び「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」(国土交通省)に記載の事項について配慮して施工を行うこと。

6.1.2 事前調査

(1) 地下埋設物調査

受注者は、立坑築造及びトンネルの深さを考慮して地下埋設物の調査を行うこと。

なお、調査の方法は、3.7.5(事前調査)のイの地下埋設物調査及び3.2.2(試験掘)に準拠すること。

(2) 土質調査

受注者は、工事に先立ち、土質調査を実施すること。調査に当たっては、土質調査計画書を作成し、監督員に提出すること。

ア ボーリング

(ア) 受注者は、ボーリングを、立坑箇所では1か所、トンネル箇所では延長200mにつき1か所(設計調査箇所との重複を避けて選定)以上行うこと。

なお、ボーリング位置は、トンネル計画線上を避けること。やむを得ずトンネル計画線上で行う場合は、監督員と協議すること。

(イ) 受注者は、トンネル箇所におけるボーリングの深度は、セグメントの下端から10m程度下までとすること。

(ウ) 受注者は、漏気又は噴発を防止するため、モルタル等で完了後のボーリング孔を充てんすること。

イ 標準貫入試験

受注者は、ボーリング深さ1mごとに標準貫入試験を行うこと。ただし、不必要と認められる土質及び試験場所については、監督員と協議すること。

ウ 物理試験、力学試験

受注者は、セグメント内径2700mm未満については、断面の中間で1か所、2700mm以上については、断面の上端と下端との2か所で試料を採取して、単位体積重量、比重、粒度、含水量、液性限界、塑性限

界、一軸圧縮、三軸圧縮、圧密等の試験を行うこと。

- e ガス監視員は、ガス濃度の測定に習熟した酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するものとする。
 - f ガス監視員は、常に携帯式ガス検知器を持ち、入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行い、結果を記録するとともにガス管理責任者に随時報告すること。
また、受注者は、測定値を坑内の作業員が見やすい場所に表示すること。
 - g 受注者は、気圧が長期にわたり低下した場合又は急激に低下した場合及び震度4以上の地震の後には、ガス測定の頻度を増加すること。
 - h 坑内で止むを得ず火気を使用する場合は、その作業責任者は、ガス管理責任者の許可を得た上、十分に安全を確認し作業を行うこと。
また、ガス監視員は、現場の安全を確認しながら作業終了まで立ち会うこと。
 - i 受注者は専任したガス管理責任者及びガス監視員を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。
- (カ) ガス測定者（B及びCランク）
- 受注者は、現場作業従事者の中からガス測定者を指名し、その者に毎日ガス濃度の測定を行うこと。
- また、受注者は指名したガス測定者を主要現場従事者等届に記載し、監督員に提出すること。
- (キ) 換気設備（A及びBランク）
- a 受注者は、坑内に湧出するメタンガス濃度を拡散し、希釈するのに十分な風量（ガス濃度 0.25Vol%から1.0Vol%以下）又はガスの滞留を防止する風速（0.5m/sから1.0m/s以上）を確保できる換気設備を設置すること。
 - b 受注者は、原則として休日等にも休止することなく換気設備を連続運転すること。
 - c 受注者は、帯電防止材を使用した風管を使用する。風管の先端部（吹出し口又は吸込み口）は、硬質な材質の物を使用し固定できるものとし、また、常に先端位置と切羽との距離を一定に保つよう措置すること。
 - d 受注者は、風管の吹出し口及び坑内の風速を週一回以上測定し、計画風速が確保されていることを確認すること。
 - e 受注者は、土砂搬送設備が密閉化している場合は、坑外の土砂処

理設備箇所にもメタンガス湧出に備え、メタンガスを十分拡散し、希釈できる設備を設置すること。

f 受注者は、換気設備に、万が一に備えて増設可能な動力源を確保しておくこと。

g 受注者は、工事の換気設備を湧出ガス量によって、送気式又は送

6.1.5 測量及び測定

受注者は、測量及び測定については、1.2.2(測量)によるほか、次のとおりとすること。

ア 受注者は、中心線測量、水準測量、三角測量、トラバース測量等を的確に行うため、地形の状態、トンネルの延長、曲線状態等を考慮して適切に基準点を設置すること。

なお、基準点は、移動のおそれのない箇所に設け十分保護し、かつ、引照を取り、検測復元が容易に行えるようにすること。

イ 受注者は、坑内への中心線及び水準点の導入を特に精密に行うこと。

ウ 受注者は、坑内測量で、シールド機の位置及び坑内基準点の点検を正確かつ高頻度で行うこと。

エ 受注者は、シールド機の位置を把握するために組み立てたセグメントに対する相対位置、シールド機のピッチング、ローリング等の測定を正確かつ高頻度で行うこと。

オ 受注者は、施工の基準となる主要測点等の点検に当たっては、監督員の確認を受けること。

また、測量の結果は、監督員に提出すること。

6.1.6 シールド機

(1) シールド機の設計及び製作

受注者は、シールド機の設計及び製作に当たっては、トンネル断面、施工延長、線形、外圧、土質等を考慮して行い、安全かつ確実に能率的な構造及び設備を有する機械を製作すること。

(2) 設計図の作成及び提出

受注者は、シールド機の製作に先立ち、本体及び附属機械設備の設計製作要領書、応力計算書、使用材料表等に基づいて詳細な設計図を作成し監督員に提出すること。

(3) 立会調査

シールド機製作中、監督員が必要と認めた場合は、品質検査、油圧機器及び電気機器検査、工場仮組検査、作動試験等について、当局が立会調査をすることがある。

(4) 試運転の実施

受注者は、シールド機を発進箇所において組み立てた後、各部の機能が十分発揮できるまで試運転を実施すること。

(5) 現場組立解体時の立会い

受注者は、シールド機の現場組立解体に当たって、シールド機の構造及び機能を熟知した現場組立解体責任者を選任し、立ち合わせること。

また、現場組立解体責任者を主要現場従事者等届に記載し、監督員に

提出すること。

6.1.7 セグメント

(1) 準拠基準

受注者は、セグメントの材料、形状、設計計算、細部構造製作、防水、運搬等について、土木学会、日本下水道協会共編シールド工事用標準セグメント（以下「標準セグメント」という。）に準拠すること。

(2) 製作図等の提出

受注者は、設計図書に基づき土圧、水圧、推進力等に十分に耐えるセグメントを使用し、その応力計算書及び詳細製作図を監督員に提出し、承諾を得ること。

(3) セグメント径

受注者は、設計図書に示すセグメント径の寸法より小さいものは使用しないこと。

(4) 防錆塗装

受注者は、鋼製セグメントの外側を防錆^{せい}塗装すること。

(5) 工場立会検査

受注者は、セグメントの製作過程において、次の項目について工場立会検査を行い、検査報告書を監督員に提出すること。

なお、検査に当たっては、「標準セグメント」に基づき、検査計画書を作成し監督員に提出すること。

ア 材料検査

イ 外観検査

ウ 形状、寸法検査

エ 仮組立検査

オ 性能検査

カ その他の検査

6.1.8 立坑築造

(1) 準拠規定

受注者は、立坑築造のための準備、仮設工、土工、コンクリート工等の施工については、設計図書に規定されたものを除き、第3章（一般工事）に準拠すること。

(2) 水密性の保持

受注者は、コンクリートの打継目が、漏水の原因にならないようコンクリートを打ち込み、水密性を保つために止水板を使用すること。

エ 受注者は、シールド発進部の土留壁の鏡切りは、地山の安定状態を確認した後に行うこと。

(2) 掘進

ア 受注者は、地山の性状に応じ、切羽等の安定を図りながら、設計図書に示された線形に従い正確に掘進作業を行うこと。

イ 受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないように適切な施工管理をすること。

ウ 受注者は、機種、工法、土質等に適した掘進速度を維持し、掘進中はなるべく機械を停止させないようにすること。

なお、停止する場合には、切羽及びシールド機保守のため、必要な措置を講じること。

エ 受注者は、圧気併用の場合は、土質及び地下水の状況に応じて坑内圧気を調整し、空気消費量及び漏気の有無について、常時監視すること。

オ 受注者は、関係法令等を遵守し、土質及び地下水の状況を考慮して泥水又は作泥材の材料及び配合を定めること。

カ 受注者は、テール部におけるシールド機本体とセグメント外側が接触する「せり」を生じさせないように随時テールクリアランス等を管理するとともに、裏込注入材及び地下水の漏れを防止するためにグリス注入等によりシール性を高め、注入管理を確実にすること。

キ 受注者は、発生土、泥水及び泥土の処分は、1.3.10(建設副産物対策)によること。

ク 受注者は、シールド掘進中に推進力の上昇、セグメントの変形等異常が発生した場合には工事を一時中止し、速やかに必要な応急措置を講じるとともに監督員に報告すること。

また、工事再開は、監督員が補修状況を確認した後に行うこと。

(3) 曲線部

受注者は、曲線部の施工において、異形セグメント等を用いて、設計図書に示された曲率に従い掘進すること。

また、シールドジャッキ中心位置とセグメント断面の図心位置とのずれ(ジャッキ偏心量)に注意し、施工すること。

(4) 蛇行

受注者は、シールド掘進中、1日1回以上坑内の精密な測量を行って、蛇行及び回転の有無を測定し、蛇行が生じた場合は、速やかに修正するとともに、その状況を監督員に報告すること。

蛇行の許容範囲は、上下左右各方向100mm以内とすること。

なお、蛇行の修正は、急激な変化を与えないように行うこと。

表 7.9 支給材料一覧表

	材 料 名		材 料 名
1	メータ	10	防水接続材料
2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子
3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板
4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標
5	ピクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）
6	止水プラグ	15	給水弁標示板
7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール
8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板
9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器

注 No.17 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。

(1) 支給材料の受領及び保管

ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出すること。

イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。

ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。

(2) 支給材料の返納

ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出し、返納すること。

イ 返納する材料は、十分に清掃すること。

ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。

7.6.4 工事記録写真
(給水管工事
事務所施行
分)

給水管工事事務所が施行する工事については、1.3.17(工事記録写真等)の規定によるほか、次による。

(1) 撮影箇所、内容及び頻度等

工事記録写真撮影事項(参考)を用い、施工内容に応じて撮影等行うこと(表7.10)。

なお、撮影に当たっては、契約件名、通知番号、水道番号、施工月日、工事

る。

また、工種等により必要がある場合は、説明図を添付する。

(ウ) 提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。

(I) 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮から圧縮率1/8まで）を原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。

イ アルバム管理ソフト

次の要件を満たすアルバム管理ソフトで編集する。

(ア) ディスプレイの1画面には、3枚から4枚までの写真枚数とし、画像を拡大せずとも工事内容が容易に確認できること。

(イ) 写真帳と同様の内容（写真の説明文及び図（挿絵））が収録でき、表示及び確認が可能なこと。

(ウ) 前及び次の画面への移行（ページめくり）、画像の拡大等の展開が速やかにできること。

(I) 工事写真の仕分け及び分類は、工程順及び工種別に整理され、検索が容易なこと。

6 デジタル工事写真の 小黒板情報 電子化

(1) デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）を受注者が希望する場合、監督員の承諾を得た上で、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

(2) 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、「工事記録写真撮影要綱」（東京都水道局）「図-1 撮影表示板（例）」に示す項目（工事件名、撮影年月日等）の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <http://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.jcomsia.org/kokuban/>

7 工事記録写真の提出

(1) 写真帳による提出

ア 工事の進行に合わせて、写真帳へ整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。

イ 工事が完成したときは、ネガ等及び写真帳を監督員に提出する。

(2) 電子媒体による提出

ア 工事の進行に合わせて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。

イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。

ウ 提出の際は、電子媒体のラベルに、工事件名、工事番号、受注者名及び担当部所を記入すること。なお、ラベルは直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記し、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。

また、電子媒体を収納するケースには、図-3に示す要領で工事件名、工事番号、受注者名等を記入する。

エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する。

なお、対応するOSは、Windowsとする。

オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する(カラープリンタを使用する場合はフルカラーとし、解像度は、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とすること。インク、用紙等は、通常の使用条件の下で3年間程度、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等品以上を使用する。)

カ 電子黒板を用いた写真(以下「電子黒板写真」という。)の引渡しについては、本附則に定めるとおりとする。

また、引渡し時に受注者は一般財団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム(信憑性^{びよう}チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性^{びよう}確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性^{びよう}確認の結果を監督員が確認することがある。

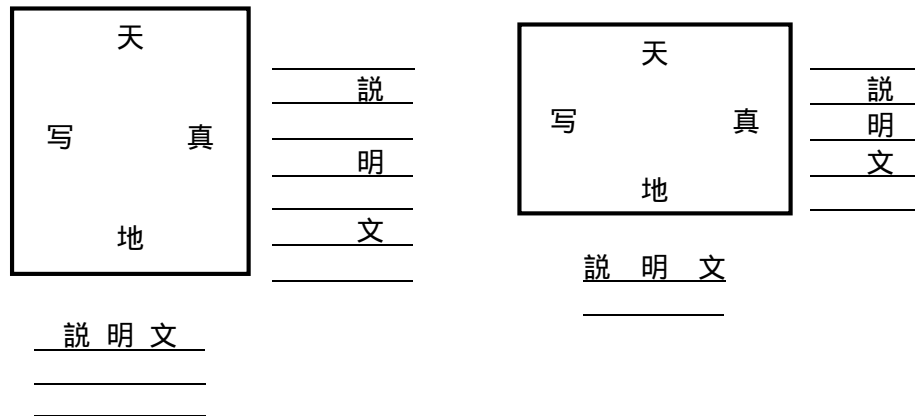
「一般財団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム(信憑性^{びよう}チェックツール)」

URL <http://www.jcomsia.org/kokuban/>

撮 影 日	令和 年 月 日 ()
件 名 (契 約 番 号)	
撮 影 箇 所 及 び 内 容	
受 注 者	

図 - 1 撮 影 表 示 板 (例)

図 - 2 写 真 説 明



- 注 1 撮影内容、索引番号、寸法等の写真の説明文は、写真の右側又は下側に記入すること。
注 2 電子媒体の場合でも、同様の内容が確認できるものとする。

図 - 3 写真帳表紙

工 事 記 録 写 真 帳 (n/N)

工 事 件 名

契 約 番 号 水 契 第 号

受 注 者

施 工 部 所

注 n : 当該冊数 / N : 總分冊数

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要
仮 設 工 事	地 下 連 続 壁	* 排水処理設備設置状況	実施箇所ごと	
		* 安定液混合 * 掘削状況（使用機械） * 掘削幅及び深さ * 配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等） * 鉄筋かごの幅、長さ及び厚さ * 鉄筋かごの吊込み状況	エレメントごと	
		* コンクリートの打込み状況	エレメントごと	
		* 仕上げ（仕上がり及び形状）		
	深 礎	* 掘削状況 * 径及び深さ	実施箇所ごと	
* ライナープレートの設置状況 * 裏込め注入作業		4リング程度ごと		
土 工 事	掘 削	* 布掘状況 * 舗装壊し状況 * 掘削状況（機械及び人力の別） * 掘削深さ及び幅	実施箇所又は 100mごと	
	埋 め 戻 し	* 埋め戻し状況 * 埋め戻し後の検査 * 各層の厚さ	実施箇所又は 100mごとに1回	
	盛 土	* 巻出し状況（厚さ） * 締め固め状況	実施箇所ごと	

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要	
舗 装 工 事	路 床	* 敷き均し厚 * 転圧状況	実施箇所又は80mごと	改良土を使用する場合であっても各道路占用要綱に基づき密度試験を実施した場合は撮影する。 舗装種別ごとに土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。	
		* 埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
	路 盤	* 敷き均し厚 * 転圧状況	実施箇所又は80mごと		
		* 埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
	基 層	* 敷き均し厚 * 転圧状況	実施箇所又は80mごと		
		* 敷き均し厚 * 転圧状況 * 養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は80mごと		
	表 層	* 表層・基層	実施箇所		
	コア採取状況	* 平坦性試験	実施箇所		
	試 験	* ホイールトラッキング試験	実施箇所		改質アスファルトの場合は撮影する。
		* 現場透水性試験	実施箇所		低騒音、排水性舗装及び透水性舗装の場合は撮影する。
* すべり抵抗値試験		実施箇所	樹脂系すべり止め舗装の場合は、撮影する。		
付帯設備		* ガードレール及びガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝	実施箇所又は指定箇所		
塗 装	管 塗 装	* 下地処理及び塗装状況 * 検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） * 仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごとに1回		
	そ の 他	* 下地処理及び塗装状況 * 仕上がり状況	実施箇所ごと		

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内	撮 影 頻 度	摘 要
そ の 他	防 護	* 吊り防護及び受け防護の施工状況（種類別）	実施箇所ごと又は 50mに1か所	
	支 障 物 件	* 支障物件の位置及び寸法、処理状況等	実施箇所	
	災 害 及 び 事 故	* 工事中災害又は事故が発生した場合の現況及び復旧状況	その都度	デジタルカメラ等の速やかに再現できる写真とする
	補 償 関 係	* 被害又は損害状況	その都度	
	環境対策・ 現場環境改善	* 各施設の設置状況	各種類ごとに1回	

工 種		撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	摘 要
建 設 副 産 物	運 搬 状 況	* 積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし、全車両は必要ない。）。	各種類につき1回	各種類とは、副産物の種類のこと、発生土や汚泥、廃棄物等のこと 以下同じ。
	現場内利用状況	* 工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	工事間利用状況	* 搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 * 工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	ストックヤードの状況	* スtockヤードの利用状況	各種類につき1回	
	受入地の状況	* 受入先の現場状況	各種類につき1回	東京都建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影は、入口台貫まで、又は出口台貫以降のみとする。
	再資源化処理施設の状況	* 原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	最終処分場の状況	* 直接最終処分する場合に限る。 * 原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	現場内での分別状況	* 現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回	
	再生資源の利用状況	* なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることができる。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アス混、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等
材料検査関係	材 料 検 査	* 特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと	

附則 - 4 施工計画書記載要領

施工計画書の記載に当たって

施工計画書の記載に当たっては、工事の性質、内容に応じて項目を追加、削除した上で、施工図、計算書等を添付して、具体的に記述する。

また、軽易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができるが、「工事概要」及び「建設副産物の処理」の各項目と、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制、労務計画、下請負計画及び材料計画については、省略することができない。

なお、「工事完成図」、「試験掘調査報告書」等の作成要領については、水道工事用書類・様式の記載例集を参照する。

1 工事概要

(1) 工事目的

ア 工事目的

発注者の目的（配水施設整備、震災対策、新設、布設替等）を明らかにする。

イ 施工場所

始点、終点の地番

ウ 施工管理部所

施工を担当する事務所及び課

エ 受注者

会社名、現場事務所の地番、責任者名、電話番号（携帯電話番号含む。）、ファクシミリ番号及びメールアドレス

オ 廃棄物管理責任者

廃棄物の発生が考えられる場合は、廃棄物管理責任者名を入れる。

(2) 工事内容

ア 工種

(ア) 配水本管 新設工、撤去工及び連絡工ごとの管径、延長、箇所数等

(イ) 配水小管 配水本管に同じ

(ウ) 附属施設 制水弁室、空気弁室、排水室、消火栓等ごとに形状（立形、横形、急速、双口、単口）及び工箇所数

(エ) 舗装復旧 舗装種別（形式）

イ 案内図

工事施工位置（始点、終点）、工事区間（延長）等

2 工程計画

(1) 工程管理

全体工程、施工過程における工程管理方法（月間、旬間、週間工程）（クリティカルパスを明記）

(2) 作業予定

作業日、作業時間等の事前報告方法

(3) 工程表

工区ごと、工種別の工程及び一日工程計画

杭の打止め管理方法

ウ 深礎工

グラウトの注入方法

(6) 配管工事

ア 配水管工（氏名、人数、腕章等の着用等）

イ 管の吊り上げ、吊り下ろし方法（使用機械、切梁の盛り替え等）

ウ ポリエチレンスリーブ被覆方法及び明示シート、明示テープの施工方法

エ 継手接合部の確認方法（トルクレンチの定期点検、胴付間隔の確認、規定トルクの確認等継手のチェックリストによる確認）

オ 使用材料の保管、整理体制（配管材料管理責任者、支給材料取扱責任者）

カ 断・濁水工事の方法

キ 配管計画図（複雑な箇所の配管方法）

ク テストバンドによる水圧試験（試験方法、記録方法）

ケ 断水計画

(ア) 工程及び施工手順

(イ) 資機材（支給材料を含む。）

(ウ) 仮防護の方法（不平均力の掛かる曲管、T字管、管の末端部に制水弁を設置した箇所、仮栓設置箇所等のみならず、抜け出しのおそれのある直管に近接して施工する場合の防護図面、計算書等）

(エ) 既設管の調査（管径、管種、位置等）

コ 通水準備

(ア) 管内清掃

(イ) 弁の点検

(ウ) 管内消毒

サ 既設管撤去

(ア) 切断方法（切断機、溶断等）

(イ) 撤去管の保管及び処理方法（管・弁類の選別、清掃、運搬方法等）

シ 防護

(ア) コンクリート防護（使用型枠、使用コンクリート、配合、打込み方法、締め固め、脱型時期等）

(イ) 特殊押輪（特殊押輪の形状、締付け方法、トルク確認方法、接合後の塗装方法）

(ウ) 鋼材防護（使用部材、応力計算書、施工図等）

(エ) 栓防護（コンクリート断面、鋼材防護方法等）

a 掘削内に露出した埋設物については、監督員の確認・指示や各企業の立会い及び指示に基づく処置方法

b 当局及び各企業の埋設物ごとの吊防護、受け防護図面

ス 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工

溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等及び塗覆装の方法、順序、使用器具等の詳細

(7) 附属施設設置工

ア 弁類の据付け

弁類の据付け方法（前後の配管関係、鉛直性の確認、使用機械、管フランジの接合方法等）

イ 弁室築造

(ア) 型 枠

の設置要領

i 交差点の道路使用状況図（分割施工図、作業内容、昼夜間別等）

(5) 緊急保安体制

ア 社内緊急連絡図

イ 緊急資機材

ウ 緊急連絡通報図

エ 警戒宣言に伴う緊急時対策計画（参考：表 - 1）

(ア) 工事箇所及び資機材

工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法

(イ) 公衆対策

保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等

(ウ) 危険物の処理

可燃物、爆発物の格納撤去等

(エ) 開口部の応急対策及び仮設物の補強

開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等

(オ) 資機材の整理及び撤去

現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等

(カ) その他

地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告

(6) 設備管理

ア 管理体制（保安要員、電気、給排水設備、土留、覆工、防災、現場の整理・整頓、清掃等）

イ 各責任者、担当者

ウ 保守・点検頻度

(7) 資機材管理

ア 支給材管理（受領後の保管方法、整理・整頓、数量管理等）

イ 工事材料及び機械器具（必要数量の確保、品質の点検、定期点検・整備等）

(8) 渉外管理、建設公害対策

ア 地元対策、建設公害対策

(ア) 地元説明会（説明方法、時期、資料の作成、苦情の措置・整理・連絡体制等）

(イ) 建設公害対策（騒音対策、塵芥対策、工事用車両の交通対策等）

(ウ) 関係官公署・施設管理者（各種申請書の作成、施工方法・内容の説明、立会い等）

(9) 現場環境改善計画

ア 仮設備関係

(ア) 環境負荷の低減

(イ) 用水、電力等の供給設備の設置

(ウ) 緑化・花壇の設置

(エ) ライトアップ施設の設置

(オ) 見学通路及び椅子の設置

(カ) 昇降設備の充実

イ 営繕関係

(ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）

(イ) 労務者宿舎の快適化

(ウ) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置

(I) 現場休息所の快適化

(オ) 健康関連設備及び厚生施設の充実

ウ 安全関係

(ア) 工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施

(イ) 盗難防止対策（警報機等）の実施

(ウ) 避暑（熱中症予防）、防寒対策現場休息所の快適化

エ 地域連携

(ア) 完成予想図の掲示

(イ) 工法説明図の掲示

(ウ) 工事工程表の掲示

(I) デザイン工事看板（各種事業のPR看板含む。）の設置

(オ) 見学会等の開催（イベント等の開催含む。）

- (カ) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- (キ) パンフレット・工法説明ビデオの作成
- (ク) 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上
- (ケ) 社会貢献

6 調達計画

(1) 労務計画

各職種ごとの調達計画（月ごと）

(2) 下請負計画

施工体制台帳の作成範囲を除き記載（オペレーター付きリース下請負契約や業務委託契約等、実際に工事に従事している下請負者を漏れなく記載）

各作業内容の下請負作業範囲、下請負会社名、許可番号、代表者名、所在地、電話番号、契約年月日及び現場責任者

(3) 機械計画

ア 機械名、使用・形状・寸法・重量、台数及び適用作業名

イ 使用重機の退避場所

(4) 材料計画

ア 搬入計画（記載例集P1-73）「材料搬入内訳調書」の様式を使用する）

イ 材料の保管及び検査体制（工程に基づいた数量確保、保管、品質の確認等）

(5) 輸送計画

ア 労務者の輸送方法

イ 材料等の輸送方法

支給材料の輸送方法（運送会社名等）

ウ 工事中材料の輸送（輸送方法等）

(6) 工事等での補修計画（当局の設備を受注者の工場等に持ち出す場合、以下の内容を記載する）

ア 品名及び数量

イ 搬出年月日

ウ 返納予定日

エ 保管場所

7 建設副産物の処理（リサイクル計画）

(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

ア 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）及び最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）

イ 処理期間

ウ 保管方法、収集運搬方法及び処分方法

エ 発生土受入地及び処分先

オ 運搬経路図

カ その他

(2) 運搬・処理業者名

ア 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地

イ その他

(3) 現場での分別

ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法

イ 現場事務所・作業員宿舎等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法

ウ その他

(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合）

ア 解体工事業者名、責任者名

イ 発生する解体材の種類・数量

ウ 分別解体の手順

エ 解体材の分別方法及び処理方法

オ その他

(5) 添付書類（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）

ア 再生資源利用計画書

受注者は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に必要なデータを入力して作成すること。

なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。

- (ア) 土砂を搬入する工事
- (イ) 砕石を搬入する工事
- (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書

受注者は、COBRISに必要なデータを入力して作成すること。

なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事

ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、確認結果票を作成すること。

エ 建設発生土搬出のお知らせ

対象は、建設発生土を100 m³以上搬出する工事とする。

オ 建設泥土の再資源化等計画書（建設泥土がある場合に限る。）

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を受注者が自ら保管すること。

カ 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付すること。

なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

キ 告知書の写し

対象建設工事に係る下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添

付する。

8 特殊工事

推進工事等の特殊工事について、その施工方法、施工管理等を記載する。

なお、薬液注入工事については、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書記載要領」による。

表 1 警戒宣言発令時対策（例）

対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び仮設物の補強	資機材の整理 及び撤去
鋼矢板 打込工	仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。	保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。	重機の燃料は 倒れないよう結 束する。	なし	民地内に撤去 する。
鋼矢板 引抜工	同上	同上	同上	同上	同上
覆工	同上	同上	同上	同上	同上
掘削工	開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。また、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。	同上	同上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同上
管布設工	仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならな いよう覆工する。	同上	同上	作業途中のものは、 速やかに覆工する。	同上
埋戻工	同上	同上	同上	同上	同上

附則 - 8 給水管工事受注者提出書類一覧

番号	名称	提出部数	提出期限
1	支給材料[受領・返納]書	1	[受領書]材料受領後2日(営業日)以内 [返納書]1通知分の工事完了後、完了日から3日(営業日)以内で、かつ、工期以内とする。
2	メータ隔測化工事調査・設計調書	1	工事着手後、速やかに
3	メータ取付・取外工事材料関係(受領・使用・返納)報告整理表(受注者施工用)	1	1通知分の工事完了後、完了日から3日(営業日)以内で、かつ、工期以内とする。
4	メータ引換票(有効期限メータ)		
5	メータ引換データ一覧		
6	メータ引換未施工調査報告書兼処理経過書		
7	中止メータ取外作業前確認票	1	原則として取付・取外工事完了の翌日(営業日)まで
8	開始メータ取付票		
9	メータ(引換・引上)票		
10	受水タンクバルブ等の閉栓作業計画書	1	断水ピラ配布日の前日(営業日)まで
11	給水装置施工承認申込書(表面)・給水装置工事施工票(裏面)	1	配管工事完了の翌日(営業日)まで
12	工事施行確認願	2	1通知分の工事完了後、完了日から7日(営業日)以内で、かつ、工期以内とする。 なお、1通知内で設計及び完成図を作成する場合の設計図は工事着手後、速やかに提出すること。
13	給水管取付替設計図	記載例集 作成要領 のとおり	
14	給水管取付替工事完成図		
15	取付替工事調書		
16	工事調書(完成図保管用に使用)		
17	取付替情報		
18	給水管取付替リスト	1	
19	給水管施工数量集計表		
20	水道管管理図修正資料		

番号	名称	提出部数	提出期限
21	装置関係異動（ステンレス管種別列記式）	1	1通知分の工事完了後、完了日から7日（営業日）以内で、かつ、工期以内とする。 なお、1通知内で設計及び完成図を作成する場合の設計図は工事着手後、速やかに提出すること。
22	工事記録写真帳		
23	道路使用許可証		
24	材質改善状況通知票（電子データ）		
25	既設給水管の処分依頼書		
26	水道メータ前後の一部配管替え施行承諾書		
27	駐車場施設利用整理表		
28	貸与資料管理表	1	発生の都度、速やかに
29	発生品計量証明報告書		
30	国道特例浅層埋設給水管管理台帳		
31	請求書	2	随時
32	辞退届	1	発注辞退の申出後、速やかに

支給材料〔 受領 返納 〕書

東京都水道局長 殿

受注者名

下記工事の施工に関する契約に基づき、下記のとおり支給材料を

〔 受領しました。
 返納します。 〕

通 知 号		通 知 日	月 日	工期	月 日 まで
工 事 件 名					

品 名	形 状	受領数	使用数	返納数	摘 要

(注)受領及び返納のうちいずれかを選択すること。

材料扱者

課 長	課長代理	担当者

通知番号No	工種	お客さま番号	支出科目

部所	コード

整理番号No. 特記										
東京都水道局長殿 受注者（コード番号 号） 下記のとおり工事を引受け 印 施行したので確認願います。 工事件名 契約番号 金額 (内訳)税抜き額 消費税額 工事場所 丁目 番 号 通知年月日 自 施行年月日 至 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center;">収入印紙</div>										
工種番号	工種名称	種別番号	種別名称	単位	数量	単価	金額	摘	要	
				昼 夜						
検 収	上記のとおり検査の結果相違なく施行したものと認める。 検 査 員 印 立 会 人 印 検査年月日 令和 年 月 日			上記のとおり確認する。 (職・氏名) <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center;">公印</div>						水道局用

附則 - 9 電子成果品の作成について

1 電子成果品の取り扱い

電子データによる提出が可能な書類については、記載例集「受注者が作成する書類」「計画書等作成要領」によること。

電子データにより提出した書類は、工事完了時に電子媒体として原則2部提出すること。電子媒体は、CD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。なお、工事写真の提出は附則-1によること。

2 電子提出書類の原本性保証に関する対応について

受注者は、電子媒体の提出に当たり、図1のとおり電子媒体のラベルに下記内容を記載すること。

工事番号、工事件名、提出年月、発注者、受注者、監督員、現場代理人、監理業務受託者、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)

なお、ラベルは、直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記とし、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。

3 電子成果品のチェック

受注者は、施工中に電子提出した書類が完全に電子データとして電子媒体内に揃っていること及び閲覧可能であることを確認すること。また、最新のウイルス対策ソフトでウイルスに感染がないかを確認する。なお、使用するウイルス検査ソフト及びウイルス定義ファイルは、ウイルス検査を行う時点で最新のものを使用する。



図1 電子媒体へのラベル記載例